**☆ 運営指導の際は両面コピーにより提出してください**

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 運営指導日 | | ※市で記入  　令和　　 年　　 月　　 日（　　）　午前 ・ 午後 | | | | | | | | | | | | | |  | |
| 令和７年度（２０２５年度）版  指定障害福祉サービス事業者　自主点検表  【短期入所】 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所の形態  ※該当に○を入れて  ください | | | 該当 | 種　別 | | | | | | | | | | | | | |
|  | 併設事業所 | | | | | | | | | | | | | |
|  | 空床利用型事業所 | | | | | | | | | | | | | |
|  | 単独型事業所 | | | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 事業所 | 事業所番号 | | |  |  |  |  |  |  | |  |  |  | |  | | 指定年月日  年　　月　　日 |
| 名　　　称 | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | 〒 | | | | | | | | | | | | | |
| 連　絡　先 | | | （電　話）　　　　　　　　　　　（ＦＡＸ） | | | | | | | | | | | | | |
| （メール） | | | | | | | | | | | | | |
| 管　理　者 | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 事業者  （法人） | 名　　　称 | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 代　表　者  職名・氏名 | | |  | | | | | | | | | | | | | |
| 所　在　地 | | | ※上記事業所と異なる場合に記入  〒 | | | | | | | | | | | | | |
| 記入(担当)者  職名・氏名 | |  | | | | | | | | | | | | | | | |
| 記入者連絡先 | | ※上記事業所と異なる場合に記入 | | | | | | | | 記入年月日 | | | | 令和　　年　　月　　日 | | | |
|  | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 問い合わせ | | 大津市福祉部　福祉指導監査課  　【電　話】０７７－５２８－２９１２　 【ＦＡＸ】０７７－５２３－１３３０  　【メール】ｏｔｓｕ１４３９＠ｃｉｔｙ．ｏｔｓｕ．ｌｇ．ｊｐ | | | | | | | | | | | | | | | |

【点検表の見方】

○　各項目は、原則として条例・省令・報酬告示の条文に沿った形式で作成しています。

○　各項目に事業種別を略称で記載してありますので、該当する項目について記入してください。

○　根拠法令については、条例、省令では前の方に規定されている条文が準用されています。それらは、引用されている該当条文のみ記載しています。

　≪根拠法令の略称≫

|  |  |
| --- | --- |
| 略　称 | 名　　　　　　　　称 |
| 法 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（障害者総合支援法） |
| 条例 | 大津市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年大津市条例第7号） |
| 省令 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準　（平18年厚生労働省令第171号） |
| 解釈通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について（平成18年12月６日･障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通知） |
| 報酬告示 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準  （平成18年厚生労働省告示第523号） |
| 留意事項通知 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年10月31日　障発第1031001号） |

◆　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １  一般原則 | （１）利用者の人格尊重  利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立ったサービスの提供に努めていますか。 | いる  いない | 条例第3条第2項  省令第3条第2項 |
| （２）虐待防止等の措置  利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じていますか。 | いる  いない | 条例第3条第3項  省令第3条第3項 |
| 取り組んでいるものにチェックしてください。  □①　虐待防止委員会の設置  □②　虐待防止や人権意識を高めるための研修  □③　職員が障害特性に応じた支援が出来るような知識や  　　技術を獲得するための研修  □④　虐待防止のチェックリストを活用した各職員による定  　　期的な自己点検（セルフチェック）  □⑤「倫理綱領」「行動指針」等の制定と職員への周知  □⑥「虐待防止マニュアル」の作成と職員への周知  □⑦「権利侵害防止の掲示物」の職員の見やすい場所への掲示  □⑧　支援上の悩み等を職員が相談できる体制の整備  □⑨　利用者等に対する苦情解決制度等の活用の周知  □⑩　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  ≪参照≫  ・障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）  ・障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き  　（H30.6厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）  ・障害者（児）施設における虐待の防止について  　（H17.10.20厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知） |

◆　基本方針

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２  基本方針 | 利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行っていますか。 | いる  いない | 条例第100条  省令第114条 |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３  従業者の  員数 | （１）併設事業所の場合  法第5条第8項に規定する施設(指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設)が指定短期入所事業所として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下，「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は次の①、②に掲げる場合に応じ、①、②に定める数となっているか。  ＜解釈通知　第六の1(1)＞  ○　併設事業所とは、指定障害者支援施設、児童福祉施設その他の入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（以下「指定障害者支援施設等」という。）に併設され、指定短期入所の事業を行う事業所として当該指定障害者支援施設等と一体的に運営を行う事業所をいう。  ○　併設事業所は、従業者の勤務体制を含め，併設される指定障害者支援施設等（以下「併設本体施設」という。）の事業に支障が生じない場合であって、かつ、専ら指定短期入所の用に供される居室において、指定短期入所を提供する場合に限り，実施できる。  ○　なお、「その他の入浴，排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設」には、指定宿泊型自立訓練事業所、指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「指定宿泊型自立訓練事業所等」という。）を含むものとする。 |  | 条例第101条第1項  省令第115条第1項 |
| ①入所施設等の併設型  指定障害者支援施設，児童福祉施設その他の入浴，排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設（入所によるものに限り，②に掲げるものを除く。以下，「入所施設等」という。）である当該施設が，指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 入所施設等利用者数 |  | 人…① | | 併設事業所利用者数 |  | 人…② | | ①＋②＝ |  | 人…③ | | ③が入所施設等の基準以上となっているか。 | | |   　　当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において，当該施設として必要とされる数以上  ＜解釈通知　第六の2(1)①＞  ○　この場合の「当該併設本体施設として必要とされる数」とは，当該指定障害者支援施設等の指定基準又は最低基準において必要とされる人数をいうものである。 | いる  いない  該当なし |
| ②指定自立訓練（生活訓練）事業所等の併設型  指定自立訓練（生活訓練）事業者（宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る），指定共同生活援助事業者，日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業者（以下指定自立訓練（生活訓練）事業者等）という。）である当該施設が，指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合次のア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ，それぞれア又はイに定める数  ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練に係るものに限る），指定共同生活援助，日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助（以下，「指定自立訓練（生活訓練）等」という。）を提供する時間帯  指定自立訓練（生活訓練）事業所等（当該指定自立訓練（生活訓練）事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練（生活訓練）事業所，指定共同生活援助事業，日中サービス支援型指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において，当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 指定自立訓練（生活訓練）事業所等利用者数 |  | 人…① | | 併設事業所利用者数 |  | 人…② | | ①＋②＝ |  | 人…③ | | ③が指定自立訓練（生活訓練）事業所等の基準以上となっているか。 | | |   イ　指定短期入所を提供する時間帯（アの時間帯を除く。）  　次の（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数に応じた数  （ⅰ）当該日の利用者数が6以下　　1以上  （ⅱ）当該日の利用者数が7以上　　1に当該日の指定短期入所の利用者数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | いる  いない  該当なし |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３  従業者の  員数  （続き） | （２）空床利用型事業所の場合  　指定障害者支援施設，児童福祉施設その他の入浴，排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設が，その施設の全部又は一部が利用者に利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う事業所（以下，「空床利用型事業所」という。）の従業者の員数は，次の①，②に掲げる場合に応じ，①，②に定める数となっているか。  ＜解釈通知　第六の１(2)＞  ○　空床利用型事業所とは，利用者に利用されていない指定障害者支援施設等の全部又は一部の居室において，指定短期入所の事業を行う事業所をいう。    ＜解釈通知　第六の２(1)②＞  ○介護保険法による指定短期入所生活介護事業所について，空床利用型事業所として指定する場合における置くべき従業者の員数は，「指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準」（平成11年厚生省令第37号）第121条第１項各号に掲げる指定短期入所生活介護事業所に置くべき従業者の員数を確保していれば足りる。 |  | 条例第101条第2項  省令第115条第2項 |
| ①入所施設等が空床利用型事業所を設置する場合  当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において，当該施設として必要とされる数以上   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 入所施設等利用者数 |  | 人…① | | 空床利用型事業所利用者数 |  | 人…② | | ①＋②＝ |  | 人…③ | | ③が入所施設等の基準以上となっているか。 | | | | いる  いない  該当なし |
| ②指定自立訓練（生活訓練）事業者等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。）が空床利用型事業所を設置する場合  ア又はイに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ，それぞれア又はイに定める数  ア　指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等（日中サービス支援型指定共同生活援助を除く。以下この項において同じ）を提供する時間帯  　　当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において，当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 指定自立訓練（生活訓練）事業所等利用者数 |  | 人…① | | 空床利用型事業所利用者数 |  | 人…② | | ①＋②＝ |  | 人…③ | | ③が指定自立訓練（生活訓練）事業所等の基準以上となっているか。 | | |   イ　指定短期入所を提供する時間帯（アを除く。）  　　次の（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ，それぞれ（ⅰ）又は（ⅱ）に掲げる数  　（ⅰ）当該日の利用者数が6以下　　1以上  　（ⅱ）当該日の利用者数が7以上　　1に当該日の利用者数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上  ＜解釈通知　第六の２(1)③＞  ○併設事業所及び空床利用型事業所におけるその他の留意事項  　日中，自立訓練（機能訓練）のみを行っている指定障害者支援施設に併設する指定短期入所事業所において，障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合など，併設本体施設又は指定障害者支援施設等として置くべき従業者の職種又は員数から，適切な指定短期入所の提供が困難である場合には，①又は②の規定に関わらず，他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ，医師及び看護職員も含め，必要な職種及び員数が確保されるよう努めること。 | いる  いない  該当なし |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３  従業者の  員数  （続き） | （３）単独型事業所の場合  併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所(以下，「単独型事業所」という。)に置くべき生活支援員の員数は，次の①，②に定める数となっているか。  ＜解釈通知　第六の１(3) ＞  ○　単独型事業所とは，指定障害者支援施設等（指定宿泊型自立訓練事業所等を除く。）以外の施設であって，利用者に利用されていない入浴，排泄及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる施設の居室において，指定短期入所の事業を行う事業所をいう。 |  | 条例第101条第3項  省令第115条第3項 |
| ①生活介護事業所等における単独型  指定生活介護事業所，指定自立訓練(機能訓練)事業所，指定自立訓練(生活訓練)事業所，指定就労移行支援事業所，指定就労継続支援Ａ型事業所，指定就労継続支援Ｂ型事業所，指定共同生活援助事業所，日中サービス支援型指定共同生活援助，外部サービス利用型指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所(以下，「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合  ア又はイに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ，それぞれア又はイに掲げる数  ア　指定生活介護，指定自立訓練(機能訓練)，指定自立訓練(生活訓練)，指定就労継続支援Ａ型，指定就労継続支援Ｂ型，指定共同生活援助，日中サービス支援型指定共同生活援助，外部サービス利用型指定共同生活援助又は指定通所支援のサービス提供時間  当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において，当該指定生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上  イ　指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であって，アに掲げる時間以外の時間  次の(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ，それぞれ(ⅰ)(ⅱ)に掲げる数  　(ⅰ)　当該日の利用者の数が6以下　1以上  　(ⅱ)　当該日の利用者の数が7以上　1に当該日の利用者の数が6を超えて6又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上 | いる  いない  該当なし |
| ②生活介護事業所等以外における単独型  　指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合  　①の(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ，それぞれ前号の(ⅰ)又は(ⅱ)に掲げる数  ＜解釈通知　第六の２(1)④ウ＞  ○　①及び②に掲げる生活支援員又はこれに準ずる従業者を配置した場合であっても，障害の程度が著しく重度の利用者を受け入れる場合等については，他の指定障害福祉サービス事業所等との連携を図りつつ，利用者の状況に応じた適切な指定短期入所の提供が行われるよう，生活支援員のほか，医師及び看護職員も含め，必要な職種の従業員が確保されるよう努めること。 | いる  いない  該当なし |

◆　人員に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | | 根拠 |
| ４  管理者 | 専らその職務に従事する管理者を置いていますか。  ※ 管理上支障がない場合はこの限りでない。  ＜解釈通知　第四の１(7)＞  ○　管理者は原則として専ら当該事業所の管理業務に従事するものとするが、次の場合であって、事業所の管理業務に支障がないときは、他の職種を兼ねることができる。  ①　当該事業所のサービス管理責任者又は従業者としての職務に従事する場合  ②　当該事業所以外の他の障害福祉サービス事業所等の管理者又はサービス提供責任者若しくは従業者としての職務に従事する場合であって、特に当該事業所の管理業務に支障がないと認められる場合 | いる  いない | 条例第53条準用  省令第51条準用 | |
| ５  労働条件  の明示等 | 管理者及び従業者と労働契約を交わしていますか。労働条件通知書を交付していますか。 | いる  いない | 労働基準法第15条  労働基準法施行規則第5条 | |
| ６  従業者等の秘密保持 | （１）従業者等の秘密保持の義務  従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはいませんか。  ＜解釈通知　第三の３(24)＞  ○　従業者及び管理者に、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密の保持を義務付けたもの | いない  いる | 条例第38条第1項  準用  省令第36条第1項  準用 | |
| （２）従業者等であった者に対する秘密保持のための措置  従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(24)＞  ○　従業者及び管理者であった者が、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう必要な措置を取ることを義務付けたもの  ○　具体的には、従業者等でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用時等に取り決めるなどの措置を講ずべきこととするもの | いる  いない | 条例第38条第2項  準用  省令第36条第2項  準用 | |

◆　設備に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ７  設備 | （１）設備一般  指定短期入所事業所は，併設事業所又は法第5条第8項に規定する施設(指定障害者支援施設，児童福祉施設その他の入浴，排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を適切に行うことができる入所施設)の居室であって，その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いているか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第103条第1項  省令第117条第1項 |
| （２）併設事業所の場合  併設事業所にあっては，当該併設事業所及び併設本体施設の効率的運営が可能であり，かつ，当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは，当該併設本体施設の設備(居室を除く）を指定短期入所の事業の用に供することができる。  ＜解釈通知　第六の３(1)＞  ○　併設本体施設の居室を指定短期入所の用に供することは認められない。 | | いる  いない  該当なし | 条例第103条第2項  省令第117条第2項 |
| （３）空床利用型事業所の場合  空床利用型事業所にあっては，当該施設として必要とされる設備を有することで足りるものとする。  ＜解釈通知　第六の３(2)＞  ○　空床利用型事業所の設備については，その居室を利用する指定障害者支援施設等として必要とされる設備を有することで足りる。 | | いる  いない  該当なし | 条例第103条第3項  省令第117条第3項 |
| （４）単独型事業所の場合  単独型事業所は，居室，食堂，浴室，洗面所及び便所その他運営上必要な設備を設けているか。 | | いる  いない  該当なし | 条例第103条第4項、第5項  省令第117条第4項、第5項 |
| 上 | 設備の基準は次のとおりとする。  ①　居室  ア　一の居室の定員は，４人以下とすること。  イ　地階に設けてはならないこと。  ウ　利用者一人当たりの床面積は，収納設備等を除き８平方  メートル　以上とすること。  エ　寝台又はこれに代わる設備を備えること。  オ　ブザー又はこれに代わる施設を設けること。  ②　食堂  ア　食事提供に支障がない広さを有すること。  イ　必要な備品を備えること。  ③　浴室  利用者の特性に応じたものであること。  ④　洗面所  ア　居室のある階ごとに設けること。  イ　利用者の特性に応じたものであること。  ⑤　便所  ア　居室のある階ごとに設けること。  イ　利用者の特性に応じたものであること。 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ８  運営規程 | 事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めていますか。 | | いる  いない | 条例第109条  省令第123条 |
| 運営規程に定めるべき重要事項 | 主な指摘のポイント | |
| ①事業の目的及び運営の方針 | ①～④など  ・事業所の実態、重要事項  　説明書等と合っているか。  ③  ・空床利用型事業所を除く  短期入所事業所にあって  は、利用定員は指定短期入所の事業の専用の居室ベッド数と同数とすること。  ⑨  ・虐待防止の、具体的な措  　置を定めているか。  1虐待の防止に関する責任者の設置、  2成年後見制度の利用支援、  3苦情解決体制の整備、  4従業者に対する虐待防止啓発のための研修の実施  5虐待防止委員会の設置等に関すること　　等 | |
| ②従業者の職種、員数及び職務の内容 |
| ③利用定員 |
| ④サービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額 |
| ⑤サービス利用に当たっての留意事項 |
| ⑥緊急時等における対応方法 |
| ⑦非常災害対策 |
| ⑧事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類 |
| ⑨虐待の防止のための措置に関する事項 |
| ⑩その他運営に関する重要事項  （苦情解決体制、事故発生時の対応等）  ※事業所が市により地域生活支援拠点等として位置付けられている場合は、その旨を明記すること。 |
|  | | |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ９  内容及び  手続の説明  及び同意 | （１）重要事項の説明  　　支給決定障害者等が利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項※を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得ていますか。  ＜解釈通知　第三の３(1)＞  ○　あらかじめ利用申込者に対し、事業所を選択するために必要な次の重要事項を懇切丁寧に説明し、サービス提供を受けることについて同意を得なければならない  ・ 運営規程の概要　・ 従業者の勤務体制  ・ 事故発生時の対応　・ 苦情解決の体制　等 | いる  いない | 条例第11条第1項  準用  省令第9条第1項  準用 |
| （２）利用契約  社会福祉法第７７条の規定（利用契約の成立時の書面の交付）に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしていますか。  ＜解釈通知　第三の３(1)＞  ○　利用者との間で契約が成立したときは、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をもって、社会福祉法第７７条第１項の規定に基づき、  ①当該事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地  ②当該事業の経営者が提供するサービスの内容  ③当該サービスの提供につき利用者が支払うべき額に関する事項  ④サービスの提供開始年月日  ⑤サービスに係る苦情を受け付けるための窓口  を記載した書面を交付すること。  ○　利用者及び事業所双方の保護の立場から書面によって確認することが望ましい。なお、利用申込者の承諾を得た場合には、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することができる。 | いる  いない | 条例第11条第2項  準用  省令第9条第2項  準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １０  提供拒否の  禁止 | 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいませんか。  ＜解釈通知　第三の３(3)＞  ○　提供を拒むことができる正当な理由がある場合とは次のとおり  ①　事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合  ②　利用申込者の居住地が通常の事業の実施地域外である場合  ③　当該事業所の主たる対象とする障害の種類を定めている場合であって、これに該当しない者から利用申込みがあった場合、その他利用申込者に対し自ら適切なサービスの提供が困難な場合  ④　入院治療が必要な場合 | いない いる | 条例第13条準用  省令第11条準用 |
| １１  連絡調整に  対する協力 | サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力していますか。 | いる  いない | 条例第14条準用  省令第12条準用 |
| １２  サービス  提供困難時の対応 | 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じていますか。 | いる  いない | 条例第15条準用  省令第13条準用 |
| １３  受給資格の確認 | サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確かめていますか。  ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証による確認を行ってください。 | いる  いない | 条例第16条準用  省令第14条準用 |
| １４  介護等給付費の支給の申請に係る援助 | （１）支給決定を受けていない者  支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。 | いる  いない | 条例第17条第1項  準用  省令第15条第1項  準用 |
| （２）利用継続のための援助  支給決定に通常要する期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、申請勧奨等の必要な援助を行っていますか。 | いる  いない | 条例第17条第2項  準用  省令第15条第2項  準用 |
| １５  心身の状況等の把握 | サービスの提供に当たり、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努めていますか。 | いる  いない | 条例第18条準用  省令第16条準用 |
| １６  指定障害福祉サービス事業者等との連携等 | （１）サービス提供時の関係機関等との連携  サービスの提供に当たり、市町村、他の障害福祉サービス事業者等その他の保健医療・福祉サービス提供者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない | 条例第19条第1項  準用  省令第17条第1項  準用 |
| （２）サービス提供終了に伴う関係機関等との連携  サービスの提供の終了に際して、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、上記（１）の関係機関・事業者との密接な連携に努めていますか。 | いる  いない | 条例第19条第2項  準用  省令第17条第2項  準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １７  サービスの提供の記録 | （１）サービス提供の記録  サービスを提供した際は、サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録していますか。  ＜解釈通知　第三の３(9)①＞  ○　利用者及び事業者が、その時点でのサービスの利用状況等を把握できるようにするため、サービスを提供した際には、サービスの提供日、提供したサービスの具体的内容、実績時間数、利用者負担額等の利用者へ伝達すべき必要な事項を、後日一括して記録するのではなく、サービスの提供の都度記録しなければならないこととしたもの。 | いる  いない | 条例第21条第1項  準用  省令第19条第1項  準用 |
| （３）サービス提供の確認  上記（１）のサービスの提供の記録に際しては、利用者からサービスを提供したことについて確認を受けていますか。  ＜解釈通知　第三の３(9)②＞  ○　サービスの提供の記録について、サービスの提供に係る適切な手続を確保する観点から、利用者の確認を得なければならないこととしたもの。 | いる  いない | 条例第21条第2項  準用  省令第19条第2項  準用 |
| １８  指定短期入所の開始及び終了 | （１）介護を行う者の疾病その他の理由により居宅において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に，指定短期入所を提供しているか。  ＜解釈通知　第六の４(1)①＞  ○　短期入所は，いたずらに長期間利用することがないよう，客観的な利用者の生活状況等を踏まえ，より適切な入所期間とすること。 | いる  いない | 条例第104条第1項  準用  省令第118条第1項準用 |
| （２）他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により，指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努めているか。  ＜解釈通知　第六の４(1)②＞  ○　利用者が指定短期入所の利用後においても，利用前と同様のサービスを受けられるよう，指定短期入所事業者は，指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により，指定短期入所の提供の終了後においても利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう，必要な援助に努めなければならないこととしたものである。 | いる  いない | 条例第104条第2項  準用  省令第118条第2項準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| １９  入退所の記録の記載等  ※電磁的記録による作成、保存等の対象外です。従来どおり受給者証への記載を行ってください。 | （１）入所又は退所に際しては，指定短期入所事業所の名称，入所又は退所の年月日その他の必要な事項（受給者証記載事項）を，支給決定障害者等の受給者証に記載しているか。  ＜解釈通知　第六の4(2)①＞  ○　支給量管理の観点から，利用者の入退所の都度，受給者証に入退所年月日等の必要な事項を当該利用者の受給者証に記載すること。 | いる  いない | 条例第105条第1項準用  省令第119条第1項準用 |
| （２）自らの指定短期入所の提供により，支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は，当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しているか。  ＜解釈通知　第六の4(2)②＞  ○　自らの指定短期入所の提供により利用者の指定短期入所に係る支給量に達した場合は，当該利用者に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならないこととされたが，これは利用者の支給量管理のために定められたものであり，介護給付費等の請求の際に提出することで差し支えない。 | いる  いない | 条例第105条第2項準用  省令第119条第2項準用 |
| ２０  支給決定  障害者等に求めることのできる  金銭の支払の範囲等 | （１）利用者負担額以外の金銭の支払の範囲  利用者負担額以外に支給決定障害者等から金銭の支払を求める場合、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限られていますか。 | いる  いない | 条例第22条第1項準用  省令第20条第1項準用 |
| （２）金銭の支払に係る支給決定障害者等への説明  金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面で明らかにし、支給決定障害者等に対して説明を行い、同意を得ていますか。  ※　次の２１（１）～（３）に掲げる支払はこの限りでない。 | いる  いない | 条例第22条第2項準用  省令第20条第2項準用 |
| ２１  利用者負担  額等の受領 | （１）利用者負担額の受領  サービスを提供したときは、支給決定障害者から、利用者負担額の支払を受けていますか。  ＜解釈通知　第三の3(11)①)＞  ○　法定代理受領サービスとして提供される指定短期入所についての利用者負担額として，法29条第3項第2号に規定する政令で定める額（政令で定める額よりも，サービス提供に要した費用の1割相当額の方が低い場合は，1割相当額）の支払を受けなければならない。  　　なお，法第31条の規定により，介護給付費等の額の特例の適用を受ける場合は，市町村が定める額を利用者負担額とする。 | いる  いない | 条例第106条第1項準用  省令第120条第1項準用 |
| （２）法定代理受領を行わない場合  法定代理受領を行わないサービスを提供したときは、支給決定障害者から指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けていますか。  ＜解釈通知　第三の3(11) ②)＞  ○　法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際には，利用者から，利用者負担額のほか，当該指定短期入所につき法第29条第３項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該短期入所に要した費用（法第29条第１項に規定する特定費用を除く。）の額を超えるときは，当該短期入所に要した費用の額）の支払を受けるものとしたものである。 | いる  いない  該当なし | 条例第106条第2項準用  省令第120条第2項準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２１  利用者負担  額等の受領  （続き） | （３）その他受領が可能な費用  上記（１）（２）の支払いを受ける額のほか、提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けていますか。  ①　食事の提供に要する費用  ②　光熱水費  ③　日用品費  ④　サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの | いる  いない  該当なし | 条例第106条第3項準用  省令第120条第3項準用 |
| ≪参照≫  「障害福祉サービス等における日常生活に要する費用の取扱いについて」（H18.12.6障発第1206002号厚生労働省通知)  ○　給付費の対象となっているサービスと明確に区分されない曖昧な名目による費用の受領は認められないこと。したがって、お世話料、管理協力費、共益費、施設利用補償金といったあやふやな名目の費用の徴収は認められず、費用の内訳が明らかにされる必要がある。  ○　「日常生活においても通常必要となるものに係る費用」（「その他の日常生活費」）の受領については、利用者に事前に十分な説明を行い、その同意を得なければならない。  ○　「その他の日常生活費」の対象となる便宜及びその額は、運営規程で定められなければならない。  ○　その他の日常生活費の具体的な範囲  ア　利用者の希望によって，身の回り品として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用  　「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは，一般的に利用者の日常生活に最低限必要と考えられる物品（例えば，歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等）であって，利用者の希望を確認したうえで提供されるものをいう。したがって，こうした物品を事業者がすべての利用者に対して一律に提供し，すべての利用者からその費用を画一的に徴収することは認められない。  イ　利用者の希望によって，教養娯楽等として日常生活に必要なものを事業者又は施設が提供する場合に係る費用  　「教養娯楽費として日常生活に必要なもの」とは，例えば，事業者又は施設が障害福祉サービス等の提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費，入浴に係る費用等が想定されるものであり，すべての利用者に一律に提供される教養娯楽に係る費用（共用の談話室等にあるテレビやカラオケ設備の使用料等）について，「その他の日常生活費」として聴取することは認められない。  ウ　利用者の希望によって，送迎を事業者又は施設が提供する場合に係る費用（送迎加算を算定している場合においては，燃料費等の実費が送迎加算の額を超える場合に限る。） |
| （４）(3)の①及び②に掲げる費用については，平成18年厚生労働省告示第545号「食事の提供に要する費用，光熱水費及び居室の提供に要する費用に係る利用料等に関する指針」に定めるところによるものとなっているか。 | いる  いない | 条例第106条第4項準用  省令第120条第4項準用 |
| （５）領収証の交付  上記（１）から（３）までに係る費用の額の支払を受けた場合に、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し、交付していますか。 | いる  いない | 条例第106条第5項準用  省令第120条第5項準用 |
| （６）支給決定障害者等の同意  上記(３)の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用についての説明を行い、同意を得ていますか。 | いる  いない | 条例第106条第6項準用  省令第120条第6項準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２２  利用者負担  額に係る  管理 | 利用者負担額に係る管理  事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該障害者等が同一の月に当該事業者が提供するサービス、及び他の障害福祉サービス等を受けたときは、当該サービス及び他のサービス等に係る利用者負担額合計額を算定していますか。  この場合において、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び他のサービス提供事業者等に通知していますか。 | いる  いない | 条例第24条準用  省令第22条準用 |
| ２３  介護等給付  費の額に係  る通知等 | （１）利用者への通知  法定代理受領により市町村から介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知していますか。 | いる  いない | 条例第25条第1項  準用  省令第23条第1項  準用 |
| （２）サービス提供証明書の交付  法定代理受領を行わないサービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供したサービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付していますか。 | いる  いない | 条例第25条第2項  準用  省令第23条第2項  準用 |
| ２４  サービス  の取扱方針 | （１）サービスの提供への配慮  事業者は、利用者の心身その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されていますか。 | いる  いない | 条例第107条第1項  省令第121条第1項 |
| （２）事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮していますか。  ＜解釈通知　第六の4(4)①、第四の３(6)①＞  ○　事業者は、意思決定支援ガイドラインを踏まえて、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、意思決定支援ガイドラインに掲げる次の基本原則に十分に留意しつつ、利用者の意思決定の支援に配慮すること。  ア 本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行う。  イ 職員等の価値観においては不合理と思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重するように努める姿勢が求められる。  ウ 本人の自己決定や意思確認がどうしても困難な場合は、本人をよく知る関係者が集まって、様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら意思及び選好を推定する。  また、利用者が経験に基づいた意思決定ができるよう体験の機会の確保に留意するとともに、意思決定支援の根拠となる記録の作成に努めること。 |  | 条例第107条第2項  省令第121条第2項 |
| （３）サービス提供に当たっての説明  従業者は、サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行っていますか。  ＜解釈通知　第六の4(4)②＞  ○　サービスの提供方法等とは、内容や利用期間内の行事及び日課等も含むもの。 | いる  いない | 条例第107条第3項  省令第121条第3項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２４  サービス  の取扱方針（続き） | ＜解釈通知　第六の4(4)②後段、第三の3（15）②＞  ○　本人の意思に反する異性介助がなされないよう、サービス提供責任者等がサービス提供に関する本人の意向を把握するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保に努めるべきものであること。  なお、把握した本人の意向については、サービス提供記録や面談記録等に記録するとともに、本人の意向を踏まえたサービス提供体制の確保について、人員体制の見直し等を含め必要な検討を行った結果、人員体制の確保等の観点から十分に対応することが難しい場合には、その旨を利用者に対して丁寧に説明を行い、理解を得るよう努めること。 |  |  |
| （４）サービスの質の評価及び改善  事業者は、その提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。  評価実施日：　　　　年　　　月　　　日  ＜解釈通知　第四の３(6)②＞  ○　事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行うことはもとより、第三者による外部評価の導入を図るよう努め、常にサービスを提供する事業者としての質の改善を図らねばならないとしたもの。 | いる  いない | 条例第107条第4項  省令第121条第4項 |
| ２５  相談及び  援助 | 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行っていますか。  ＜解釈通知　第四の３(9)＞  ○　常時必要な相談及び援助を行い得る体制をとることにより、積極的にサービスを利用する利用者の生活の質の向上を図ることを趣旨とするもの。 | いる  いない | 条例第63条準用  省令第60条準用 |
| ２６  サービスの提供 | （１）指定短期入所の提供に当たっては，利用者の心身の状況に応じ，利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう，適切な技術をもって行っているか。  ＜解釈通知　第六の３(5)①＞  ○　利用者の家庭環境等を十分踏まえ，自立している機能の低下が起こらないようにするとともに，残存機能の維持又は向上が図られるよう，適切な技術をもって支援すること。  また，同一法人の複数の指定短期入所事業所において，同一利用者へ短期入所が提供される場合，その利用者の状態や意向等を踏まえることなく，当該事業所間で短期入所が繰り返されることは望ましくない。  なお，サービスの実施にあたっては，利用者の人格に十分に配慮して実施するものとする。 | いる  いない | 条例第108条第1項  準用  省令第122条第1項準用 |
|  | （２）適切な方法により，利用者を入浴させ，又は清しきしているか。  ＜解釈通知　第六の３(5)②＞  ○　入浴の実施に当たっては，利用者の心身の状況を踏まえて適切な方法により実施するものとする。  　なお，入浴の実施に当たっては，事前に健康管理を行い，入浴することが困難な場合は，清しきを実施するなど利用者の清潔保持に努めるものとする。 | いる  いない | 条例第108条第2項  準用  省令第122条第2項準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２６  サービスの提供 | （３）利用者に対して，支給決定障害者等の負担により，当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはいないか。 | いる  いない | 条例第108条第3項  準用  省令第122条第3項準用 |
| （続き） | （４）支給決定障害者等の依頼を受けた場合には，利用者に対して食事の提供を行っているか。 | いる  いない | 条例第108条第4項  準用  省令第122条第4項準用 |
|  | （５）利用者の食事は，栄養並びに利用者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに，適切な時間に提供しているか。  ＜解釈通知　第六の３(5)③＞  ○　食事の提供  　ア　栄養管理等  　食事の提供は，利用者の支援に極めて重要なものであることから，指定短期入所事業所が食事の提供を行う場合については，提供する手段によらず，年齢や障害の特性に応じて，適切な栄養量及び内容の食事を確保するため，栄養士等による栄養管理が行われる必要があるほか，次の点に留意して行うものとする。  　　(Ⅰ)　利用者の嗜好，年齢や障害の特性に配慮するとともに，できるだけ変化に富み，栄養のバランスに配慮したものであること。  　　(Ⅱ)　調理はあらかじめ作成された献立に従って行うとともに，その実施状況を明らかにしておくこと。  　　(Ⅲ)　適切な衛生管理が行われていること。  　イ　外部委託との関係  　　　食事の提供を外部の事業者へ委託することは差し支えないが，指定短期入所事業者は，受託事業者に対し，利用者の嗜好や障害の特性等が食事の内容に反映されるよう，定期的に調整を行わなければならない。 | いる  いない | 条例第108条第5項  省令第122条第5項準用 |
| ２７  定員の遵守 | 次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供していないか。ただし，災害，虐待その他やむを得ない事情がある場合は，この限りでない。  　①　併設事業所にあっては，利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  　②　空床利用型事業所である指定短期入所事業所にあっては，当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助にあっては，共同生活住居及びユニットの入居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数  　③　単独型事業所にあっては，利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数    ＜解釈通知　第四の３(18)＞  ○　利用者に対する指定短期入所の提供に支障が生じることのないよう，原則として，指定短期入所事業者が定める利用定員（指定短期入所の専用の居室のベッド数）を超えた利用者の受入を禁止するものであるが，次に該当する場合の受入については，適正なサービスの提供が確保されることを前提とし，地域の社会資源の状況等から新規の利用者を当該短期入所事業所において受け入れる必要がある場合等やむを得ない事情が存する場合に限り，可能とすることとしたものである。  【指定短期入所事業所が定める利用定員】  　①併設事業所の場合  　　併設事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数  　②空床利用型事業所の場合  　　指定障害者支援施設等の居室のベッド数  　③単独型事業所の場合  　　単独型事業所が行う指定短期入所の専用の用に供される居室のベッド数該当する利用定員を超えた利用者 | いない  いる | 条例第110条  省令第124条 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ２８  緊急時等の  対応 | 従業者は、現にサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合に、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じていますか。 | いる  いない | 条例第30条準用  省令第28条準用 |
| ２９  健康管理 | 常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第五の３(6)＞  ○　利用者の健康管理は、保健所等との連絡の上、医師又は看護職員その他適当な者を健康管理の責任者とし、利用者の健康状況に応じて健康保持のための適切な措置を講じることとしたもの。 | いる  いない | 条例第90条準用  省令第87条準用 |
| ３０  支給決定  障害者に関  する市町村  への通知 | 事業者は、サービスを受けている支給決定障害者が偽りその他不正な行為によって給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知していますか。  ＜解釈通知　第三の３(18)、第四の３(14)＞ ※（１）－１、２共通  ○　市町村は、偽りその他不正な手段等によって給付費の支給を受けた者があるときは、その者から、その支給相当額の全部又は一部を徴収することができることにかんがみ、事業者は、給付費の適正化の観点から、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しなければならない。 | いる  いない | 条例第31条準用  省令第29条準用 |
| ３１  管理者の  責務 | （１）一元的な管理  管理者は、事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行っていますか。 | いる  いない | 条例第69条第1項  準用  省令第66条第1項  準用 |
| （２）指揮命令  管理者は、事業所の従業者にこの運営に関する規定（条例・省令における運営に関する基準）を遵守させるため、必要な指揮命令を行っていますか。 | いる  いない | 条例第69条第2項  準用  省令第66条第2項  準用 |
| ３２  勤務体制の確保等 | （１）勤務体制の確保  利用者に対し、適切なサービスを提供することができるよう、事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めていますか。  ＜解釈通知　第三の３(22)、第四の３(17)＞  ○　事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にすること。 | いる  いない | 条例第71条第1項  準用  省令第68条第1項  準用 |
| （２）　従業者によるサービス提供  事業所ごとに、当該事業所の従業者によってサービスを提供していますか。（利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。）  ＜解釈通知　第四の３(17)＞  ○　原則として事業所の従業者によってサービスを提供するべきであるが、調理業務、洗濯等の利用者に対するサービス提供に直接影響を及ぼさない業務は、第三者への委託等を行うことを認めるものであること。 | いる  いない | 条例第71条第2項  準用  省令第68条第2項  準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | | | 点検 | | 根拠 |
| ３２  勤務体制の確保等  （続き） | （３）研修機会の確保  従業者及び管理者の資質向上のために、その研修の機会を確保していますか。また、毎年、研修計画を策定するとともに、研修結果を記録する等、計画的な研修の実施に努めていますか。    ＜研修（主な会議を含む）の回数・内容＞ | | | | いる  いない | | 条例第71条第3項  準用  省令第68条第3項  準用 |
|  | 前年度 | 本年度 | 研修等の主な内容 | |  |
| 回 | 回 |  | |
| ＜解釈通知　第三の３(22)＞  ○　研修機関が実施する研修や、事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保すること。 | | | |  | |
| （４）ハラスメントの対策  　適切なサービス提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の１(22)④＞  ○　事業者が講ずべき措置の具体的内容のうち特に留意すべき点  　①職場におけるハラスメントの内容及び職場におけるハラスメントを行ってはならない旨の方針の明確化、従業者への周知・啓発  　②相談・苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備（相談に対応する担当者及び相談窓口をあらかじめ定め従業者に周知）  ○　事業者が講じることが望ましい取組  　①相談に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備  　②被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して１人で対応させない等）  　③被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組） | | | | いる  いない | | 条例第71条第4項  準用  省令第68条第4項  準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ３３  業務継続計画の策定 | （１）業務継続計画の策定  感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画という。」）を策定し、その業務継続計画に従い必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(23)①②＞  ○　業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施は事業者に実施が求められるものであるが、他のサービス事業者との連携等により行うことも差し支えない。  ○　全ての従業者が参加できるようにすることが望ましい。  ○　業務継続計画には以下の項目等を記載すること。  　①感染症に係る業務継続計画  　　・平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組みの実施、備蓄等の確保等）  　　・初動対応  　　・感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）  　②災害に係る業務継続計画  　　・平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等）  　　・緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）  　　・他施設及び地域との連携 | いる  いない | 条例第35条の2  第1項準用  省令第33条の2  第1項準用 |
| （２）研修及び訓練  　従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施していますか。  ＜解釈通知　第三の３(23)③④＞  ○　感染症及び災害に係る業務継続計画の具体的内容を職員間に共有するとともに、平常時の対応の必要性や、緊急時の対応にかかる理解の励行を行うこと。定期的（年１回以上）な教育を開催するとともに、新規採用時には別に研修を実施することが望ましい。また、研修の実施内容についても記録すること。  ○　業務継続計画に基づき、事業所内の役割分担の確認、感染症や災害が発生した場合に実践する支援の演習等を定期的（年１回以上）に実施すること。訓練の実施は、実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。  ○　感染症の業務継続計画に係る研修・訓練については、感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練と一体的に実施することも差し支えない。 | いる  いない | 条例第35条の2  第2項準用  省令第33条の2  第2項準用 |
| （３）業務継続計画の見直し  　定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っていますか。 | いる  いない | 条例第35条の2  第3項準用  省令第33条の2  第3項準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 | |
| ３４  非常災害  対策 | （１）非常災害時の対策  消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知していますか。  ＜解釈通知　第四の３(19)＞  ①消火設備その他非常災害に際して必要な設備  消防法その他法令等に規定された設備  ②非常災害に関する具体的計画  消防法施行規則第３条に規定する消防計画（防火管理者が作成する消防計画又は準ずる計画）、風水害・地震等の災害に対処するための計画  ③関係機関への通報及び連絡体制の整備  火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえる体制を作る | | いる  いない | 条例第73条第1項  準用  省令第70条第1項  準用 |
| （２）避難訓練等の実施  ①　非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っていますか。 | | いる  いない | 条例第73条第2項、第3項準用、  省令第70条第2項、第3項準用 |
|  | ②　訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めていますか。 | | いる  いない |
|  | ※　直近の避難訓練等の実施日等   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 実施日 | 内　容 | 参加者 | | 年　月　日 | 火災・地震  風水害・その他 | 従業者・利用者  消防関係者  地域住民・その他 | | 年　月　日 | 火災・地震  風水害・その他 | 従業者・利用者  消防関係者  地域住民・その他 |  |  |  |  |  | | --- | --- | --- | --- | | 防火管理者氏名 |  | 消防計画  届出日 | 年　　　月　　　日 |   ＜解釈通知　第四の３(19) ⑤＞  ○　避難、救出その他の訓練の実施に当たって、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要である。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとすること。 | |  | 【避難訓練等】  消防法施行規則  第3条第10項、第11項 |
|  | （３）市町村防災計画に定められた浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設となっていますか。 | | いる  いない | 水防法・土砂災害防止法 |
|  |  | ※　避難確保計画を作成し、市に報告を行っていますか。  届出日　　　　　　　　年　　　月　　　日 | いる  いない |
|  |  | ※　避難確保計画に基づき、避難訓練を行っていますか。  　　直近の実施日　　　　　年　　　月　　　日 | いる  いない |
|  | （４）非常災害の発生の際にその事業を継続することができるよう、他の社会福祉施設との連携及び協力を行う体制を構築するよう努めていますか。 | | いる  いない | 条例第73条第4項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ３５  衛生管理等 | （１）設備等の衛生管理  利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行っていますか。 | | いる  いない | 条例第93条第1項  準用  省令第90条第1項  準用 |
| （２）感染症等の発生及びまん延防止  事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第四の３(20)①＞  ○　感染症又は食中毒が発生及びまん延を防止するための措置等について、必要に応じ保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を保つこと  ○　特にインフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づき適切な措置を講じること  ○　空調設備等により事業所内の適温の確保に努めること。 | | いる  いない | 条例第93条第2項  準用  省令第90条第2項  準用 |
|  | 一　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検  討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、  従業者に周知徹底を図ること。この場合において、委員会はテ  レビ電話装置等を活用する方法により開催することができるも  のとする。  ＜解釈通知　第四の３(20)②＞  ○　感染対策委員会は幅広い職種（例えば、施設長（管理者）、事務長、医師、看護職員、生活支援員、栄養士又は管理栄養士）により構成する。構成メンバーの責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の感染対策を担当する者（感染対策担当者）を決めておくことが必要である。感染対策委員会は、おおむね３月に１回以上、定期的に開催するとともに、感染症が流行する時期等を勘案して必要に応じ随時開催する必要がある。  ○　感染対策担当者は看護師であることが望ましい。 | いる  いない |
| 二　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための指針を整  備すること。  ＜解釈通知　第四の３(20)②＞  ○　指針には、平常時の対策及び発生時の対応を規定する。  平常時の対策としては、事業所内の衛生管理（環境の整備、排泄物の処理、血液・体液の処理等）、日常の支援にかかる感染対策（標準的な予防策（例えば、血液・体液・分泌液・排泄物（便）などに触れるとき、傷や創傷皮膚に触れるときどのようにするかなどの取り決め）、手洗いの基本、早期発見のための日常の観察項目）等、発生時の対応としては、発生状況の把握、感染拡大の防止、医療機関や保健所、市町村における事業所関係課等の関係機関との連携、医療処置、行政への報告等が想定される。また、発生時における事業所内の連絡体制や前記の関係機関への連絡体制を整備し、明記しておくことも必要である。 | いる  いない |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ３５  衛生管理等（続き） |  | 三　従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止の  ための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。  ＜解釈通知　第四の３(20)②＞  ○　従業者に対する研修の内容は、感染対策の基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づいた衛生管理の徹底や衛生的な支援の励行を行うものとする。  職員教育を組織的に浸透させていくためには、事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年２回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず感染対策研修を実施することが重要である。また、調理や清掃などの業務を委託する場合には、委託を受けて行う者に対しても、施設の指針が周知されるようにする必要がある。また、研修の実施内容についても記録することが必要である。  ○　平時から、実際に感染症が発生した場合を想定し、発生時の対応について、訓練（シミュレーション）を定期的（年２回以上）に行うことが必要である。訓練においては、感染症発生時において迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた指針及び研修内容に基づき、事業所内の役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。  訓練の実施は、机上を含めその実施手法は問わないものの、机上及び実地で実施するものを適切に組み合わせながら実施することが適切である。 | いる  いない |  |
| （３）従業者の健康診断  常時使用する従業者に対し、健康診断を実施していますか。  □　雇用時  □　定期健康診断（実施時期：　　　　　　　　　　）  ＜労働安全衛生規則＞  ○　常時使用する労働者を雇い入れるときは、当該労働者に対し、医師による健康診断を行わなければならない。（第４３条）  ○　常時使用する労働者に対し、１年以内ごとに１回、定期に、医師による健康診断を行わなければならない。（第４４条第１項） | | いる  いない | 労働安全衛生法  第66条第1項  労働安全衛生規則第43条、第44条第1項 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | | 点検 | | 根拠 |
| ３６  協力医療  機関 | 利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めていますか。  ＜解釈通知　第五の３(10)＞  ○　事業所から近距離にあることが望ましい。  ＜協力医療機関＞ | | | いる  いない | | 条例第94条準用  省令第91条準用 |
|  | ①名　称 |  | |  |
| ②所在地 |  | |
| ③協定書の有無 | 有　　・　　無 | |
| ④協定年月日 | 年　　月　　日 ～　　　年　　月　　日  （自動更新規定：　有　・　無） | |
| ⑤診療科目 |  | |
|  | | |  | |
| ３７  掲示 | 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示していますか。または、上記の内容を記載した書面を事業所内に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できるようにしていますか。  ＜掲示状況についてあてはまるものにチェックをつけてください。＞   |  |  | | --- | --- | | 掲示内容 | 運営規程の概要　　　従業者の勤務体制  事故発生時の対応　　苦情解決の体制  提供するサービスの第三者評価の実施状況  その他サービスの選択に資すると認められる重要事項 | | 掲示  方法 | 掲示  ファイル等の備え付け | | 掲示  場所 | 入り口付近　　　　　 相談室  その他（　　　　　　　　　　） | | | | いる  いない | | 条例第95条準用  省令第92条準用 |
| ３８  秘密保持等  (個人情報  提供の同意) | 他の指定事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得ていますか。  ＜解釈通知　第三の３(27)③＞  ○　従業者が利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、他の事業者と共有するためには、あらかじめ文書により同意を得る必要があることを規定したもの  ○　この同意は、サービス提供開始時に利用者等から包括的な同意を得ておくことで足りるもの | | | いる  いない | | 条例第38条第3項  準用  省令第36条第3項  準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | 点検 | 根拠 |
| ３９  情報の提供  等 | （１）情報の提供  サービスを利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めていますか。 | | | | いる  いない | 条例第39条第1項  準用  省令第37条第1項  準用 |
| （２）虚偽又は誇大広告  事業者について広告をする場合において、その内容が虚偽のもの又は誇大なものとなってはいませんか。 | | | | いない  いる | 条例第39条第2項  準用  省令第37条第2項  準用 |
| ４０  利益供与等  の禁止 | （１）利益供与の禁止  一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはいませんか。 | | | | いない  いる | 条例第40条第1項  準用  省令第38条第1項  準用 |
| （２）利益収受の禁止  一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはいませんか。  ＜解釈通知　第三の３（28）③＞  （１）及び（２）の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の事業者や個人を含むものであり、具体的には、「事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の事業者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うこと」や「利用者が友人を紹介した際に、紹介した利用者と紹介された友人に金品を授与すること」なども当該規定に違反します。 | | | | いない  いる | 条例第40条第2項  準用  省令第38条第2項  準用 |
| ４１  苦情解決 | （１）苦情解決のための措置  提供したサービスに関する、利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付ける窓口を設置する等の必要な措置を講じていますか。 | | | | いる  いない | 条例第41条第1項  準用  省令第39条第1項  準用 |
|  | 苦情受付担当者 |  |  |
| 苦情解決責任者 |  |
| 第三者委員 |  |
| ☆　苦情解決体制を重要事項説明書等に記載してください。  ＜解釈通知　第三の３(29)①＞  ○　「必要な措置」とは、具体的には、相談窓口、苦情解決の体制及び手順等当該事業所における苦情を解決するための措置を講ずること  ○　措置の概要は、利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載し、事業所に掲示することが望ましい  ≪参照≫  「社会福祉事業の経営者による福祉サービスに関する苦情解決の仕組みの指針について」  　（平成12年6月7日付け障第452号ほか、厚生省通知）  １　事業所に「苦情解決責任者」と「苦情受付担当者」を置く。  　（苦情解決責任者）施設長・理事長・管理者等　（苦情受付担当者）職員のうち適当な者  ２　苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や状況に配慮した適切な対応を図るために「第三者委員」を設置する。 | | | |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４１  苦情解決  （続き） | （２）苦情受付の記録  苦情を受け付けた場合に、当該苦情の内容等を記録していますか。  ＜解釈通知　第三の３(29)②＞  ○　苦情に対し、事業所が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の受付日、内容等を記録することを義務付けたもの  ○　事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行うべきもの | いる  いない | 条例第41条第2項  準用  省令第39条第2項  準用 |
| （３）市町村が行う調査等への協力、改善  提供したサービスに関し、法第１０条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない | 条例第41条第3項  準用  省令第39条第3項  準用 |
| （４）県知事が行う調査等への協力、改善  提供したサービスに関し、法第１１条第２項の規定により県知事が行う報告若しくはサービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事が行う調査に協力するとともに、県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない | 条例第41条第4項  準用  省令第39条第4項  準用 |
| （５）県知事又は市町村長が行う調査等への協力、改善  提供したサービスに関し、法第４８条第１項の規定により県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行っていますか。 | いる  いない | 条例第41条第5項  準用  省令第39条第5項  準用 |
| （６）改善内容の報告  県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、上記（３）から（５）までの改善の内容を県知事、市町村又は市町村長に報告していますか。 | いる  いない | 条例第41条第6項  準用  省令第39条第6項  準用 |
| （７）運営適正化委員会が行う調査等への協力  社会福祉法第８３条に規定する運営適正化委員会が同法第８５条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力していますか。 | いる  いない | 条例第41条第7項  準用  省令第39条第7項  準用 |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 点検のポイント | | | | | | 点検 | | 根拠 |
| ４２  事故発生時  の対応 | （１）事故発生時の措置  利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。  ＜解釈通知　第三の３(30)＞  ○　利用者が安心してサービスの提供を受けられるよう、事業者はサービス提供により事故が発生した場合は、県、市町村及び利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること  ○　このほか、以下の点に留意すること  ・　サービスの提供により事故が発生した場合の対応方法をあらかじめ定めておくことが望ましいこと  　　また、事業所に自動体外式除細動器（ＡＥＤ）を設置することや救命講習等を受講することが望ましいこと  ・　事故が生じた際にはその原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じること。  　　なお、「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」が示されているので、参考にされたい。  ≪参照≫  「福祉サービスにおける危機管理（リスクマネジメント）に関する取り組み指針」抜粋（平成14年3月、福祉サービスにおける危機管理に関する検討会／厚生労働省）  第３　事故を未然に防ぐ諸方策に関する指針  ○福祉サービスの特性を踏まえた視点と具体的な対応  ・コミュニケーションの重要性  ・苦情解決への取組み  ・リスクマネジメントの視点を入れた業務の見直しと取り組みの重要性  →事故事例やヒヤリ・ハット事例の収集と分析  第４　事故が起こってしまったときの対応指針  ○利用者本人やご家族の気持ちを考え、相手の立場に立った発想が基本 | | | | | | いる  いない | | 条例第42条準用  省令第40条第1項  準用 |
| （２）事故の記録  上記（１）の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録していますか。 | | | | | | いる  いない | 条例第42条準用  省令第40条第2項  準用 | |
|  | | 次のうち作成しているものにチェックをしてください。  　事故報告書  　ヒヤリ・ハット事例  　事故対応（危機管理）マニュアル | | | |  |  | |
| （３）損害賠償  利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行っていますか。  ＜解釈通知　第三の３(30)＞  ○　サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない  ○　賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくことが望ましいこと | | | | | | いる  いない | 条例第42条準用  省令第40条第3項  準用 | |
|  | 損害賠償保険の加入  賠償すべき事態において賠償を行うための損害賠償保険に加入していますか。  ＜保険の概要を記入してください＞ | | | | | いる  いない |  | |
|  |  | | 賠償保険名 |  |  |
|  |  | | 主な補償内容 |  |
|  |  | | 加入期間 |  |
|  | ＜参考＞　過去の保険適用の事例の有無　（　有　・　無） | | | | |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | | 点検 | 根拠 |
| ４３  虐待の防止 | 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じていますか。 | | |  | 条例第42条の2準用  省令第40条の2準用 |
|  | 一　虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。（委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。）  ＜解釈通知　第三の３(31)＞  ○虐待防止委員会の役割  ・ 虐待防止のための計画づくり（虐待防止の研修、労働環境・条件を確認・改善するための実施計画づくり、指針の作成）  ・ 虐待防止のチェックとモニタリング（虐待が起こりやすい職場環境の確認等）  ・ 虐待発生後の検証と再発防止策の検討（虐待やその疑いが生じた場合、事案検証の上、再発防止策を検討、実行）  ○虐待防止委員会の設置に向けては、構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の虐待防止担当者（必置）を決めておくことが必要であり、虐待防止委員会の構成員には、利用者やその家族、専門的な知見のある外部の第三者等も加えることが望ましい。なお、事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可。虐待防止委員会の開催に必要となる人数については事業所の管理者や虐待防止担当者（必置）が参画していれば最低人数は問わないが、委員会での検討結果を従業者に周知徹底することが必要である。なお、虐待防止委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが必要であるが、身体拘束等適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  ○虐待防止委員会の具体的対応  ア 虐待（不適切な対応事例も含む。）が発生した場合、当該事案について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は、虐待の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、虐待について報告すること。  ウ 虐待防止委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ 事例の分析に当たっては、虐待の発生時の状況等を分析し、虐待の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の再発防止策を検討すること。  オ 労働環境・条件について確認するための様式を整備するとともに、当該様式に従い作成された内容を集計、報告し、分析すること。  カ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  キ 再発防止策を講じた後に、その効果について検証すること。  ○虐待防止のための指針に定める項目  ア 事業所における虐待防止に関する基本的な考え方  イ 虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項  ウ 虐待防止のための職員研修に関する基本方針  エ 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 虐待発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他虐待防止の適正化の推進のために必要な基本方針 | | いる  いない |
| 二　従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施して  いますか。  ＜解釈通知　第三の３(31)＞  ○指針を作成した事業所においては指針に基づき虐待防止の徹底を図るものとする。  ○事業所の虐待防止委員会が作成した研修プログラムを実施し、定期的な研修を実施（年１回以上）するとともに、新規採用時には必ず虐待防止の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である、なお、研修の実施、施設内で行う職員研修及び協議会又は基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合でも差し支えない。 | | いる  いない |  |
| 三　前２号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置いていますか。  虐待防止担当者職名・氏名  ＜解釈通知　第三の３(31)＞  ○虐待防止のための担当者については、サービス提供責任者等を配置すること。 | いる  いない | |  | |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | | 根拠 | |
| ４４  身体拘束等  の禁止 | （１）身体拘束等の禁止  サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（身体拘束等）を行っていませんか。 | | いない  いる | | 条例第37条の2  第1項準用  省令第35条の2  第1項準用 | |
| （２）身体拘束等の記録  やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録していますか。  ≪参照≫  「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」  （H30.6 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進課）  （１）やむを得ず身体拘束を行う場合の３要件  ① 切迫性　　　② 非代替性　　　③ 一時性  （２）やむを得ず身体拘束を行うときの手続き  ① 組織による決定と個別支援計画への記載  ② 本人・家族への十分な説明  ③ 必要な事項の記録  ④ 身体拘束廃止未実施減算の創設 | | いる  いない | | 条例第37条の2  第2項準用  省令第35条の2  第2項準用 | |
| （３）身体拘束等の適正化  　　身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を取っていますか。 | | |  | 条例第37条の2  第3項準用  省令第35条の2  第3項準用 | |
|  | 一　身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（身体拘束適正化検討委員会）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図っていますか。  （委員会はテレビ電話装置等を活用して行うことができる。）  ＜解釈通知　第三の３(26)②＞  ○　委員会の構成員の責務及び役割分担を明確にするとともに、専任の身体拘束等の適正化対応策を担当する者を決めておくことが必要である。身体拘束適正化検討委員会には、第三者や専門家を活用することが望ましい。事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可能。なお、身体拘束適正化検討委員会は、少なくとも１年に１回は開催することが望ましいが、虐待防止委員会と一体的に設置・運営することも差し支えない。  ○　身体拘束適正化検討委員会における具体的な対応  ア 身体拘束等について報告するための様式を整備すること。  イ 従業者は、身体拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録するとともに、アの様式に従い、身体拘束等について報告すること。  ウ 身体拘束適正化検討委員会において、イにより報告された事例を集計し、分析すること。  エ 事例の分析に当たっては、身体拘束等の発生時の状況等を分析し、身体拘束等の発生原因、結果等をとりまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討すること。  オ 報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底すること。  カ 適正化策を講じた後に、その効果について検証すること。 | | いる  いない |  |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | | 根拠 | |
| ４４  身体拘束等  の禁止  （続き） |  | 二　身体拘束等の適正化のための指針を整備していますか。  ＜解釈通知　第三の３(26)③＞  ○　身体拘束等の適正化のための指針には、次のような項目を盛り込むこと。  ア 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方  イ 身体拘束適正化検討委員会その他事業所内の組織に関する事項  ウ 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針  エ 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針  オ 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針  カ 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針  キ その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針 | いる  いない | |  |
| 三　従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していますか。  ＜解釈通知　第三の３(26)④＞  ○　身体拘束等の適正化のための研修の実施に当たっては、身体拘束等の適正化の基礎的内容等適切な知識を普及・啓発するとともに、事業所における指針に基づき、適正化の徹底を図るものとする。事業所が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な研修を実施（年一回以上）するとともに、新規採用時には必ず身体拘束等の適正化の研修を実施することが重要である。また、研修の実施内容について記録することが必要である。なお、研修の実施に当たっては、事業所内で行う職員研修で差し支えなく、他の研修と一体的に実施する場合や他の研修プログラムにおいて身体拘束等の適正化について取り扱う場合、例えば、虐待防止に関する研修において身体拘束等の適正化について取り扱う場合は、身体拘束等の適正化のための研修を実施しているものとみなして差し支えない。 | いる  いない | |
| ※（２）、（３）一、二、三のいずれかの取組みが実施できていない場合、令和５年４月１日以降、事実発生日の翌月から身体拘束廃止未実施減算を適用する必要があります。詳細は「身体拘束廃止未実施減算」の項目を参照してください。 |  | |
| ４５  地域との  連携等 | 事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めていますか。  ＜解釈通知　第四の３(22)＞  ○　事業所が地域に開かれたものとして運営されるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならないこと。 | | いる  いない | 条例第77条準用  省令第74条準用 | | |
| ４６  会計の区分 | 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定事業の会計をその他の事業の会計と区分していますか。  ＜解釈通知　第三の３(32)＞  ○　当該事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならないこと | | いる  いない | 条例第43条準用  省令第41条準用 | | |

◆　運営に関する基準

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ４７  記録の整備 | （１）記録の整備  従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。 | いる  いない | 条例第44条第1項  準用  省令第42条第1項  準用 |
| （２）記録の保存  利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から５年間保存していますか。  ＜解釈通知　第三の３(33)＞  ○　少なくとも次の掲げる記録については、サービス提供をした日から少なくとも５年以上保存しておかなければならないこととしたもの。  ①サービスに関する記録  ア　サービスの提供に係る記録（省令第19条）  イ　個別支援計画（省令第26条）  ウ　身体拘束等の記録（省令第35条）  エ　苦情の内容等に係る記録（省令第39条）  オ　事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録（省令第40条第2項）  ②市町村への通知に係る記録（省令第29条） | いる  いない | 条例第44条第2項  準用  省令第42条第2項  準用 |
| ４８  変更の届出等 | （１）指定事項の変更  指定に係る事項に変更があったとき、１０日以内にその旨を市長に届け出ていますか。  ＜届出先＞　大津市福祉指導監査課  ＜変更に係る指定事項＞  ①　事業所の名称及び所在地  ②　申請者の名称・主たる事務所所在地、代表者氏名・住所  ③　申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等（当該指定に係る事業に関するものに限る。）  ④　事業所の平面図  ⑤　事業所の管理者・サービス提供責任者の氏名、経歴、住所  ⑥　運営規程  ⑦　協力医療機関の名称・診療科名及び契約の内容に関する事項  ⑧　事業を再開したとき | いる  いない | 法第46条 |
| （２）事業の廃止又は休止  事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の１月前までに、その旨を市長に届け出ていますか。 | いる  いない  該当なし |

◆　業務管理体制の整備

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | | | | 点検 | | 根拠 |
| ４９  業務管理  体制の整備 | （１）業務管理体制の届出  事業所を設置する事業者ごとに、業務管理体制を整備し、市（すべての事業所等が大津市に所在する事業者）、県（市、厚生労働省に届出する以外の事業者）又は厚生労働省（事業所等が２都道府県以上にある事業者）に法令遵守責任者等、業務管理体制の届出をしていますか。　　　　　届出年月日：　　　　　　年　　　月　　　日  法令遵守責任者職名・氏名：  届出先：〔　大津市　・　滋賀県　・　厚労省　・　その他（　　　　　　　）〕 | | | | | いる  いない | | 法第51条の2 |
|  | 事業所等の数 | 20未満 | 20～99 | 100以上 | |  |
| 業務管理  体制の内容 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | 法令遵守責任者の選任 | |  |
|  | 法令遵守規程の整備 | 法令遵守規程の整備 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |
| 届出事項 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | 法令遵守責任者の氏名 | |
|  | 法令遵守規程の概要 | 法令遵守規程の概要 | |
|  |  | 業務執行状況の監査方法 | |  |
| １　法令遵守責任者（法令遵守のための体制の責任者）  ・　関係法令に精通した法務担当の責任者、もしくは代表者等  ２　法令遵守規程  ・　法令遵守のための組織、体制、具体的な活動内容（注意事項や標準的な業務プロセス等を記載したマニュアル）  ３　業務執行状況の監査方法  ・　監査は内部監査・外部監査のいずれでもよく、監事・監査役等が法令に基づく法令遵守に係る監査を行っている場合は、それを当該監査とすることができます。  ・　監査は年１回行うことが望ましく、実施しない年には事業所の点検結果の報告を求めるなどに努めてください。 | | | | |  | |
| （２）職員への周知  業務管理体制（法令等遵守）についての方針・規程等を定め、職員に周知していますか。 | | | | | いる  いない | |
| （３）法令等遵守の取組  法令等遵守の具体的な取組を行っていますか。  ※　具体的な取り組みを行っている場合は、次のア～カをチェックし、カについては内容を記入してください。  ア　報酬の請求等のチェックを実施  イ　法令違反行為の疑いのある内部通報、事故があった場合速やかに調査を行い、必要な措置を取っている。  ウ　利用者からの相談・苦情等に法令違反行為に関する情報が含まれているものについて、内容を調査し、関係する部門と情報共有を図っている。  エ　業務管理体制についての研修を実施している。  オ　法令遵守規程を整備している。  カ　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） | | | | | いる  いない | |
| （４）評価・改善等の取組  法令等遵守に係る評価・改善等の取組を行っていますか。 | | | | | いる  いない | |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

≪参照≫

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年厚生労働省告示第523号）

　(注) 令和6年3月15日こども家庭庁・厚生労働省告示第3号改正現在

　　別表「介護給付費等単位数表」

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５０  基本事項 | （１）費用の算定  サービスに要する費用の額は、告示別表「介護給付費等単位数表」により算定する単位数に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額を算定していますか。 | いる  いない | 告示一 |
| （２）金額換算の際の端数処理  （１）の規定により、サービスに要する費用の額を算定した場合において、その額に１円未満の端数があるときは、その端数金額は切り捨てて算定していますか。 | いる  いない | 告示二 |
| ＜留意事項通知　第二の2(7)⑤＞  短期入所の日数については，入所した日及び退所した日の両方を含むものとする。ただし，同一の敷地内における指定短期入所事業所，共生型短期入所事業所，指定共同生活援助事業所等，指定障害者支援施設等（以下「指定短期入所事業所等」という。)の間で，又は隣接若しくは近接する敷地における指定短期入所事業所等であって相互に職員の兼務や設備の共用等が行われているもの（以下「隣接事業所等」という。）の間で，利用者が一の隣接事業所等から退所したその日に他の隣接事業所等に入所する場合については，入所の日は含み，退所の日は含まれない。したがって，例えば，短期入所の利用者がそのまま併設の指定障害者支援施設等に入所したような場合は，入所に切り替えた日について，短期入所サービス費は算定しない。  ＜留意事項通知　第二の1(5)＞  ①　報酬算定上満たすべき従業者の員数又は加算等若しくは減算の算定要件を算定する際の利用者数は，当該年度の前年度（毎年４月１日に始まり翌年３月31日をもって終わる年度とする。以下同じ。）の平均を用いる（ただし，新規開設又は再開の場合は推定数による）。この場合，利用者数の平均は，前年度の全利用者の延べ数を当該前年度の開所日数で除して得た数とする。この平均利用者数の算定に当たっては，小数点第２位以下を切り上げるものとする。また，療養介護，短期入所，施設入所支援，宿泊型自立訓練又は共同生活援助に係る平均利用者数の算定に当たっては，入所等した日を含み，退所等した日は含まないものとする。  ②　新設，増改築等の場合の利用者数について  (一)　新設又は増改築等を行った場合に関して，前年度において１年未満の実績しかない場合（前年度 の実績が全くない場合を含む。）の利用者数は，新設又は増改築等の時点から６月未満の間は，便宜上，定員の90％を利用者数とし，新設又は増改築の時点から６月以上１年未満の間は，直近の６月における全利用者の延べ数を６月間の開所日数で除して得た数とし，新設又は増改築の時点から１年以上経過している場合は，直近１年間における全利用者の延べ数を１年間の開所日数で除して得た数とする。  (二)　定員を減少する場合には，減少後の実績が３月以上あるときは，減少後の延べ利用者数を３月間の開所日数で除して得た数とする。  (三)　なお，これにより難い合理的な理由がある場合であって，市長が認めた場合には，他の適切な方法により，利用者数を推定することができるものとする。 |  |  |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  短期入所サービス費 | (1) 福祉型短期入所サービス費 | |  | ＜留意事項通知　第二の2(7)①＞  短期入所については，次の(一)又は(二)のいずれかに該当し，かつ，居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により，指定障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする者が対象となるものであること。  ただし，介護を行う者との同居をサービス利用の要件とするものではなく，単身の利用者であっても，本人の心身の状況等から市町村が特に必要と認める場合には，短期入所サービス費を算定することは可能であること。  (一) 18歳以上の利用者　区分１以上  (二) 障害児　障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（以下，「障害児支援区分」という。）1以上 |
|  | ① 福祉型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅰ) <18歳以上の利用者の場合>  　区分１以上に該当する利用者（障害児を除く。）に対して事業所においてサービス提供を行った場合に，障害支援区分に応じ算定。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注1 |
| ② 福祉型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅱ)  　<日中活動サービスを利用する18歳以上の利用者の場合>  区分１以上に該当する利用者(障害児を除く。)が，指定生活介護等，指定自立訓練(機能訓練)等，指定自立訓練(生活訓練)等，指定就労移行支援等，指定就労継続支援Ａ型等又は指定就労継続支援Ｂ型等を利用した日において，事業所においてサービス提供を行った場合に，障害支援区分に応じ算定。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注2 |
| ③ 福祉型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅲ) <障害児の場合>  　障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分に規定する区分１（以下「障害児支援区分1」という。）以上に該当する障害児に対して，サービス提供を行った場合に，障害児支援区分に応じ算定。  【障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分】  ≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第572号）  次の各号に掲げる区分とし、各区分に該当する障害児に必要とされる支援の度合は、それぞれ当該各号に定める支援の度合であると市が認める支援の度合とする。  一　区分３　食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合における支援の度合、著しい行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合  二　区分２　食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助若しくは一部解除を必要とする場合における支援の度合、行動障害を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合  三　区分１　区分３及び区分２に該当しない場合の支援の度合であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち1以上の日常生活動作について全介助若しくは一部解除を必要とする場合における支援の度合 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注3 |
| ④ 福祉型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅳ) <通所支援を利用した障害児の場合>  　障害児支援区分1以上に該当する利用者が，指定通所支援，共生型通所支援又は基準該当児童発達支援若しくは基準該当放課後等デイサービスを利用した日において，事業所においてサービス提供を行った場合に，障害児支援区分に応じ算定。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注4 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  短期入所サービス費  （続き） | （２）福祉型強化短期入所サービス費  ＜留意事項通知　第二の2(7)②＞  区分１以上又は障害児支援区分１以上に該当する利用者で，かつスコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等を支援するために，指定短期入所事業所に看護職員を常勤で１以上配置する場合は福祉型強化短期入所サービス費を算定する。なお，この場合において，スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者等に対し支援をした場合は，同一日の利用者全員に福祉型強化短期入所サービス費を算定可能とするが，該当する者等がいない日については福祉型短期入所サービス費を算定すること。 | |  |  |
|  | ①　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）〈18歳以上の利用者〉  別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所においてサービス提供を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の４）  スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分命令第1条第2号に掲げる区分1以上に該当する者 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注4の2 |
| ②　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）〈18歳以上の利用者で日中に短期入所サービスを提供しない場合〉  　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において，指定生活介護等，指定自立訓練（機能訓練）等，指定自立訓練（生活訓練）等，指定就労移行支援等，指定就労継続支援Ａ型等又は指定就労継続支援Ｂ型等を利用した日において，サービス提供を行った場合に，障害支援区分に応じ算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の４）  ①　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注4の3 |
| ③　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）〈障害児の場合〉  　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所においてサービス提供を行った場合に，障害児支援区分に応じ算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の５）  スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、障害児に係るこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める区分（平成18年厚生労働省告示第572号）第2号に規定する区分１以上に該当する者 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注4の4 |
| ④　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）〈障害児で日中に短期入所サービスを提供しない場合〉  別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において，指定通所支援又は共生型通所支援を利用した日において，サービス提供を行った場合に，障害児支援区分に応じ算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の５）  ③　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注4の5 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  短期入所サービス費  （続き） |  |  |  |  |
| ①　福祉型強化特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費（Ⅰ）  　　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害支援区分に応じ、１日につき所定単位数を算定。ただし、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）の算定対象となる利用者については、算定しない。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の４）  （2）の①　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ）を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注4の6 |
| ②　福祉型強化特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費（Ⅱ）  　　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して、看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市長に届け出た事業所において、日中のみの指定短期入所を行った場合に、障害児の障害の支援の区分に応じ、１日につき所定単位数を算定。ただし、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）、福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）又は福祉型強化特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費（Ⅰ）の算定対象となる利用者については、算定しない。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の５）  （2）の③　福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ）を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注4の7 |
| (4) 医療型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費  ＜留意事項通知　第二の2(7)③＞  　遷延性意識障害児・者、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属する疾患を有する者及び重症心身障害児等に係る短期入所の需要に対応するため、医療機関を利用する場合の単価が設定されているが、具体的な対象者は、次のとおりであること  ㈠ 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)若しくは(Ⅱ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅳ)若しくは(Ⅴ)  ア 18 歳以上の利用者 次の(ｱ)から(ｶ)のいずれかに該当すること。  (ｱ) 区分6 に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者  (ｲ) 区分5 以上に該当し、進行性筋萎縮症に罹患している者若しくは区分5 以上に該当する重症心身障害者  (ｳ) 区分5 以上に該当し、医療的ケアスコアが16 点以上の者  (ｴ) 区分5 以上に該当し、行動関連項目合計点数が10 点以上でかつ医療的ケアスコアが8 点以上の者  (ｵ) 区分5 以上に該当し、第236 号告示に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者であって医療的ケアスコアが8 点以上の者  (ｶ) (ｱ)から(ｵ)に掲げる者に準じる状態と市町村が認めた療養介護の対象者  イ 障害児 次の(ｱ)又は(ｲ)のいずれかに該当すること。  (ｱ) 重症心身障害児  (ｲ) 医療的ケアスコアが16 点以上である障害児  ㈡ 医療型短期入所サービス費(Ⅲ)又は医療型特定短期入所サービス費(Ⅲ)若しくは(Ⅵ)区分1 又は障害児支援区分1 以上に該当し、かつ、次のア又はイのいずれかに該当すること。  ア 第236 号告示に規定する基準に適合すると認められた遷延性意識障害者等又はこれに準ずる者(㈠のアの(ⅱ)に掲げる基準に該当しない重症心身障害者等及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18 年政令第10 号)第1 条で定める特殊の疾病による障害を有する者のうち、常時医学的管理を必要とする者)  イ 医師により筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン疾患の分類に属すると診断された者 | |  |  |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  短期入所サービス費  （続き） |  | ① 医療型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅰ)〈重症心身障害児・者等の場合〉  療養介護サービスの対象となる利用者，重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所においてサービス提供を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の６）  障害児であって、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７イ）  次の(1)から(3)までのいずれにも該当する指定短期入所事業所であること。  (1)　医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第1項に規定する病院であること。  (2)　当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数は、常時、当該病棟の入院患者の数が7又はその端数を増すごとに1以上であること。ただし、当該病棟において、1日に看護を行う看護職員の数が前段に規定する数に相当する数以上である場合には、各病棟における夜勤を行う看護職員の数は、前段の規定にかかわらず、2以上であること。  (3)　当該病棟において、看護職員の最小必要数の100分の70以上が看護師であること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注5 |
| ② 医療型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅱ)〈重症心身障害児・者等の場合〉  　療養介護サービスの対象となる利用者，重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所においてサービス提供を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ロ）  次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。  (1)　病院又は医療法第1条の5第2項に規定する診療所であって19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの  (2)　介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の６）  ①　医療型短期入所サービス費（Ⅰ）を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注6 |
| ③ 医療型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅲ)<遷延性意識障害者等の場合>  　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた次の者（医療型短期入所サービス費(Ⅲ)を算定する具体的な対象者）に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所においてサービス提供を行った場合に算定。ただし，医療型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅰ)又は医療型短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅱ)の算定対象となる利用者については，算定しない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注7 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
|  | 【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第236号）  　次の各号に掲げる状態のうち、5以上の状態に適合する場合とする。  １　自力での移動が不可能であること。  ２　意味のある発語を欠くこと。  ３　意思疎通を欠くこと。  ４　視覚による認識を欠くこと。  ５　原始的なそしゃく、嚥下等が可能であっても、自力での食事摂取が不可能であること。  ６　排せつ失禁状態であること。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ロ）  ②　医療型短期入所サービス費（Ⅱ）を参照 | |  |  |
| (5) 医療型特定短期入所サービス費 | |  |  |
|  | ①　医療型特定短期入所サービス費(Ⅰ) 〈看護体制7：1以上〉  　療養介護サービスの対象となる利用者，重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において，日中のみのサービス提供を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の６）  　（4）の① 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７イ）  （4）の① 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注8 |
| ②　医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)  療養介護サービスの対象となる利用者，重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において，日中のみサービス提供を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の６）  　（4）の① 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ハ）  次の(1)又は(2)に掲げるもののいずれかに該当する指定短期入所事業所であること。  (1)　病院又は診療所  (2)　介護保険法第8条第28項に規定する介護老人保健施設又は同条第29項に規定する介護医療院 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注9 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  短期入所サービス費  （続き） |  | ③　医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅲ) <遷延性意識障害者等>  　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合すると認められた次の者（医療型特定短期入所サービス費Ⅲを算定する具体的な対象者）に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において，日中のみサービス提供を行った場合に算定。ただし，医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅰ)又は医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅱ)の算定対象となる利用者については，算定しない。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ハ）  (5)の②医療型特定短期入所サービス費(Ⅱ)を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第236号）  　(4)の③医療型短期入所サービス費(Ⅲ)を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注10 |
| ④　医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅳ) 〈看護体制7：1以上〉  生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，療養介護サービスの対象となる利用者，重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所においてサービス提供を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７イ）  (4)の① 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の６）  （4）の① 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注11 |
| ⑤　医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅴ)  　生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，療養介護サービスの対象となる利用者，重症心身障害児又は別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所においてサービス提供を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ロ）  （4）の②　医療型短期入所サービス費（Ⅱ）を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の６）  （4）の① 医療型短期入所サービス費(Ⅰ)を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注12 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  短期入所サービス費  （続き） |  | ⑥　医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅵ) <遷延性意識障害者等>  　生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，次の者（医療型特定短期入所サービス費(Ⅵ)を算定する具体的な対象者）に対して，別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た事業所において，サービス提供を行った場合に算定。ただし，医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅳ)又は医療型特定短期入所ｻｰﾋﾞｽ費(Ⅴ)の算定対象となる利用者については，算定しない。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第236号）  　(4)の③医療型短期入所サービス費(Ⅲ)を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注13 |
| (6) 共生型短期入所サービス費  ＜留意事項通知　第二の2(7)④＞  　共生型短期入所の指定を受けた共生型短期入所事業所が共生型短期入所を提供した場合には、共生型短期入所サービス費を算定するが、具体的な取扱いは、次のとおりであること。  ㈠ 対象となる事業  指定障害福祉サービス基準第125 条の2 第1 号に規定する指定短期入所生活介護事業所又は第125 条の3 第1 号に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所等が行う共生型短期入所  ㈡ 　区分１以上又は障害児支援区分１以上のいずれかに該当し、かつ、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者を支援するために、共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で1 以上配置する場合は共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定する。なお、この場合において、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は、同一日の利用者全員に共生型短期入所(福祉型強化)サービス費を算定可能とするが、該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定すること。 | |  |  |
|  | ①　共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）  区分１又は障害児支援区分１以上に該当する利用者に対して，共生型短期入所（基準第125条の2に規定する共生型短期入所。以下同じ。）の事業を行う事業所（以下「共生型短期入所事業所」という。）において共生型短期入所を行った場合に算定。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注13の2 |
| ②　共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）  （日中に共生型短期入所サービスを提供しない場合）  　区分１又は障害児支援区分１以上に該当する利用者が，生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，共生型短期入所事業所においてサービス提供を行った場合に算定。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注13の3 |
| ③　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）  別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（区分１又は障害児支援区分１以上に該当する利用者で，かつ，スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者）を支援するために，共生型短期入所事業所に看護職員を常勤で１以上配置する場合は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定。なお，この場合において，スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対し支援をした場合は，同一日の利用者全員に共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定可能とするが，該当する利用者がいない日については共生型短期入所サービス費を算定する。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の７）  スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分1又は障害児支援区分1以上に該当する者 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注13の4 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ５１  短期入所サービス費  （続き） |  | ④　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）  （日中に共生型短期入所サービスを提供しない場合）  　別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者（区分１又は障害児支援区分１以上に該当する利用者で，かつ，スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者）に対して，生活介護等又は指定通所支援等を利用した日において，看護職員を常勤で１人以上配置しているものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において共生型短期入所を行った場合に算定。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の７）  　③　共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注13の5 |
| ５１－２  福祉専門職員配置等加算 |  | 福祉専門職員配置等加算  共生型短期入所事業所が，地域に貢献する活動を行い，かつ，基準第125条の2第2号又は第125条の3第2号の規定により置くべき従業者のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者の割合が次の⑴又は⑵に掲げる割合以上であるものとして市長に届け出た共生型短期入所事業所において，共生型短期入所を行った場合に，当該割合に応じ，それぞれ⑴又は⑵に掲げる単位数を所定単位数に加算する。  　　⑴　１００分の３５　　　　　１５単位  　　⑵　１００分の２５　　　　　１０単位  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑧＞  　指定基準の規定により配置することとされている従業者として常勤で配置されている従業者の総数のうち，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師である従業者が一定の割合以上であり，地域に貢献する活動を行っているものとして市長に届け出た場合に，社会福祉士，介護福祉士，精神保健福祉士又は公認心理師の割合に応じて算定できることとする。  　なお，地域に貢献する活動は，「地域の交流の場（開放スペースや交流会等）の提供」，「認知症カフェ・食堂等の設置」，「地域住民が参加できるイベントやお祭り等の開催」，「地域のボランティアの受入れや活動（保育所等における清掃活動等）の実施」，「協議会等を設けて地域住民が事業所の運営への参加」，「地域住民への健康相談教室・研修会」など，地域や多世代との関わりを持つためのものとするよう努めること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注15の7 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５２  サービス種類相互の関係 | 利用者が短期入所以外の障害福祉サービス又は障害児通所支援若しくは障害児入所支援を受けている間(福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)若しくは (Ⅳ) 又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ），（Ⅴ）若しくは（Ⅵ）を算定する場合を除く。)に，短期入所サービス費を算定していませんか。  ＜留意事項通知　第二の1(2)＞  　障害福祉サービス種類相互の算定関係について  　介護給付費等については，同一時間帯に複数の障害福祉サービスに係る報酬を算定できないものであること。    ＜留意事項通知　第二の2(7)⑥＞  短期入所サービス費と他の日中活動サービスに係る介護給付費等の算定関係について  ○　福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)，福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)，福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ），福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ），共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）については，１日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価していることから，福祉型短期入所サービス費(Ⅰ)，は福祉型短期入所サービス費(Ⅲ) ，福祉型強化短期入所サービス費（Ⅰ），福祉型強化短期入所サービス費（Ⅲ），共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅰ）又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅰ）を算定する場合には，同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。  ○　福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)，福祉型短期入所サービス費(Ⅳ) ，福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ），福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ），共生型短期入所（福祉型）サービス費（Ⅱ）又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費（Ⅱ）については，同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては，同一敷地内の日中活動はもとより，他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。  ○　医療型短期入所サービス費（Ⅰ），（Ⅱ）及び（Ⅲ）については，1日当たりの支援に必要な費用を包括的に評価しており，医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ），（Ⅱ）及び（Ⅲ）については，日中における支援に必要な費用を評価していることから，医療型短期入所サービス費（Ⅰ），（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ），（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合には，同一日に他の日中活動サービスに係る報酬は算定できない。なお，医療型短期入所サービス費（Ⅰ），（Ⅱ）又は（Ⅲ）を算定しながら，相互の合議による報酬の配分により指定生活介護等の他のサービスを利用することを妨げるものではない。  ○　医療型特定短期入所サービス費（Ⅳ），（Ⅴ）及び（Ⅵ）については，同一日に他の日中活動サービスを利用する場合を想定して日中の時間帯を除くサービスを提供する場合に算定するものである。日中活動サービスについては，同一敷地内の日中活動はもとより，他の事業所の日中活動との組み合わせも認められるものであること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の1の注17 |
| ５３  定員規模による所定単位数の算定 | 利用定員が20人以上であるとして市長に届け出た単独型事業所において，指定短期入所を行った場合には，所定単位数の100分の90に相当する単位数を算定していますか。ただし，定員超過特例加算を算定している場合は，算定しない。  ＜留意事項通知　第二の2(7) ⑦＞  単独型の指定短期入所事業所において，運営規程に定める利用定員が20人以上の場合は，利用者全員につき所定単位数の100分の90を算定する。なお，当該所定単位数は，各種加算がなされる前の単位数とし，各種加算を含めた単位数の合計数ではないことに留意すること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注15の2 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５４  地域生活支援拠点等である場合の加算 | 別にこども家庭長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所（以下「指定短期入所事業所等」という。）において，利用者に対し，指定短期入所又は共生型短期入所（以下「指定短期入所等」という。）を行った場合に，当該指定短期入所等の利用を開始した日について，１日につき所定単位数に100単位を加算していますか。この場合において、平時から利用者の生活の状況等を把握するため、指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び法第77条第３項第１号に規定する関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置しているものとして市長に届け出た上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等の利用を開始した日について、更に所定単位数に200単位を加算する。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ニ）  ⑴ 指定障害福祉サービス基準第123条（指定障害福祉サービス基準第125条の4において準用する場合を含む。）に規定する運営規程において、当該指定短期入所事業所等が市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。  ⑵ 指定短期入所事業所等の従業者のうち、市町村及び拠点関係機関との連携及び調整に従事する者を一以上配置していること  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５の８）  　次のいずれかに該当する者  ⑴ スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、かつ、区分一又は障害児支援区分一以上に該当する者  ⑵ 重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者及び重症心身障害児（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）  ⑶ 区分命令第一条第一項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二（平成18年厚生労働省告示第556号・4の2）に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十点以上である障害者又はこれに準ずる者  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑨＞  　　市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを市長に届け出た指定短期入所事業所又は共生型短期入所事業所の場合，指定短期入所等の利用開始日について，１日につき定める単位数に，さらに　100単位を加算するものとする。  　　指定障害福祉サービス事業所等、医療機関、市町村、基幹相談支援センター、その他の関係機関との連携及び調整に従事する者を配置し、医療的ケア児者、重症心身障害児者または、行動関連項目合計点数が10 点以上である者（障害児にあっては、こども家庭庁長官が定める児童等（厚生労働省告示第270 号）の第1 号の7 に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20 点以上であると市町村が認めた障害児）を支援した場合は、さらに200 単位を加算するものとする。  なお、市町村が当該事業所を地域生活支援拠点等として位置付けるに当たっては、地域生活支援拠点等の整備主体である市町村と事業所とで事前に協議し、当該事業所から市町村に対して地域生活支援拠点等の機能を担う届出等を提出した後に、市町村から事業者に対して地域生活支援拠点等の機能を担うことを通知等により確認するとともに、市町村及び事業者は、協議会等の協議の場で共有するなど、地域生活支援拠点等に位置付けられたことを積極的に周知すること。  さらに、連携担当者は、緊急時の対応における連携のみではなく、平時から地域生活支援拠点等のコーディネート機能を担う相談支援事業所等の拠点関係機関との情報連携に努めることとし、行政機関や拠点コーディネーターとの日常的な情報連携や地域における地域生活支援拠点等に係る会議体や協議会へ積極的に参画すること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注15の8 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５５  減算が行われる場合 | （１）定員超過減算  　短期入所サービス費の算定に当たって，利用者の数又は従業者の員数が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合に，100分の70を所定単位数に乗じて得た数を算定していますか。  【厚生労働大臣が定める基準及び割合】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第550号三 イ）  ①　併設事業所の場合  ㈠　過去3箇月の利用者の数の平均値が，運営規程に定められている利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合  ㈡　次のア又はイのいずれかに該当する場合  ア　利用定員が50人以下の指定短期入所事業所  １日の利用者の数が，利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合  イ　利用定員が51人以上の指定短期入所事業所  １日の利用者の数が，利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の105を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合  ②　空床利用型事業所の場合  ㈠　過去3箇月の利用者の数の平均値が，本体施設の利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合  　㈡　次のア又はイのいずれかに該当する場合  ア　利用定員が50人以下の指定短期入所事業所  １日の利用者の数が，利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合  イ　利用定員が51人以上の指定短期入所事業所  １日の利用者の数が，利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合  ③　単独型事業所の場合  　㈠　過去3箇月の利用者の数の平均値が，運営規程に定められている利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合  ㈡　次のア又はイのいずれかに該当する場合  ア　利用定員が50人以下の指定短期入所事業所  １日の利用者の数が，利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合  イ　利用定員が51人以上の指定短期入所事業所  １日の利用者の数が，利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合  ④　共生型短期入所事業所の場合  　㈠　過去3箇月の利用者の数の平均値が，運営規程に定められている利用定員の数に100分の105を乗じて得た数を超える場合  ㈡　次のア又はイのいずれかに該当する場合  　　ア　利用定員が50人以下の共生型短期入所事業所  １日の利用者の数が，利用定員の数に100分の110を乗じて得た数を超える場合  　　イ　利用定員が51人以上の指定短期入所事業所  　　　１日の利用者の数が，利用定員の数に当該利用定員の数から50を控除した数に100分の5を乗じて得た数に5を加えた数を加えて得た数を超える場合 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の１の注16 |
| （２）人員欠如減算  指定障害福祉サービス基準の規定により，指定短期入所事業所に置くべき従業者の員数を満たしていない場合配置すべき員数を下回っている場合）に、別に厚生労働大臣が定める割合を所定単位数に乗じて得た数を算定（減算）していますか。  ＜留意事項通知　第二の１(8)④(一)＞  〇減算の具体的取扱い  配置すべき従業者について、人員基準を満たしていない場合、人員欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について減算  １割を超えて欠如した場合 → その翌月から算定  １割の範囲内で欠如した場合 → その翌々月から算定  【厚生労働大臣が定める基準及び割合】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第550号・3）  員数を満たしていない場合　１００分の７０  員数を満たしていない状態が３月以上継続している場合は１００分の５０ | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 告示別表  第7の1の注16 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５５  減算が行われる場合  （続き） | （３）情報公表未報告減算について  　　法第７６条の３第１項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない場合は、所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。  ＜留意事項通知　第二の１(12)②（ニ）、③＞  ○　所定単位数の100分の5に相当する単位数を所定単位数から減算する。  ○　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の5となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の5に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ○　当該減算については、法第76条の3第1項の規定に基づく情報公表対象サービス等情報に係る報告を行っていない事実が生じた場合に、その翌月から報告を行っていない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員にについて、所定単位数から減算することとする。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 告示別表  第7の1の注15の3 |
| （４）業務継続計画未策定減算について  　　準用する指定障害福祉サービス基準第３３条の２第１項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。  ＜留意事項通知　第二の１(13)②（ニ）、③＞  ○　所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。  〇　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計額に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  　〇　当該減算については、指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる業務継続計画の策定及び当該業務継続計画に従い必要な措置を講じていない事実が生じた場合に、その翌月から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算することとする。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 告示別表  第7の1の注15の4 |
| （５）身体拘束廃止未実施減算  準用する指定障害福祉サービス基準第35条の２第２項又は第３項に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 告示別表  第7の1の注15の5 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５５  共通事項  減算等  （続き） | ＜留意事項通知　第二の１(14)②㈡＞  ○　所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算すること。  ○　当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計額に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ＜留意事項通知　第二の１(14)③＞  ○　次の（一）から（四）までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から３月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。  　　なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。  (一) 身体拘束等に係る記録が行われていない場合。なお、施設等において身体拘束等が行われていた場合ではなく、記録が行われていない場合である点、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性、一時性の3つの要件全てを満たし、かつ、組織としてそれらの要件の確認等の手続きを行った旨を記録しなければならない点に留意すること。  (二) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない場合、具体的には、１年に１回以上開催していない場合。  (三) 身体拘束等の適正化のための指針を整備していない場合。  (四) 身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施していない場合、具体的には、研修を１年に１回以上実施していない場合。 |  |  |
| （６）虐待防止措置未実施減算について  準用する指定障害福祉サービス基準第４０条の２に規定する基準を満たしていない場合は、所定単位数の100分の１に相当する単位数を所定単位数から減算していますか。  ＜留意事項通知　第二の１(15)＞  ○　所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。なお、当該所定単位数は、各種加算がなされる前の単位数とし、当該各種加算を含めた単位数の合計数に対して100分の1となるものではないことに留意すること。ただし、複数の減算事由に該当する場合にあっては、当該所定単位数に各種減算をした上で得た単位数（減算後基本報酬所定単位数）に対する100分の1に相当する単位数を減算後基本報酬所定単位数から減算する点に留意すること。  ○　当該減算については、次の㈠から㈢までに掲げる場合のいずれかに該当する事実が生じた場合であって、速やかに改善計画を市長に提出した後、事実が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事実が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間について、利用者全員について所定単位数から減算することとする。これは、適正なサービスの提供を確保するための規定であり、指定障害福祉サービス事業所等は、虐待の防止を図らなければならないものとする。なお、「事実が生じた」とは、運営基準を満たしていない状況が確認されたことを指すものである。   1. 指定障害福祉サービス基準又は指定障害者支援施設基準の規定に基づき求められる虐待防止委員会を定期的に開催していない場合。具体的には、1年に1回以上開催していない場合とする。なお、当該委員会については、事業所単位でなく、法人単位で設置・開催することを可能としている。また、身体拘束適正化検討委員会と関係する職種等が相互に関係が深いと認めることも可能であることから、身体拘束適正化検討委員会と一体的に設置・運営すること(虐待防止委員会において、身体拘束等の適正化について検討する場合も含む。)をもって、当該委員会を開催しているとみなして差し支えない。 2. 虐待の防止のための研修を定期的に実施していない場合。具体的には、研修を1年に1回以上実施していない場合とする。 3. 虐待防止措置（虐待防止委員会の開催及び虐待の防止のための研修の実施）を適切に実施するための担当者を配置していない場合 | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 告示別表  第7の1の注15の6 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ５６  短期利用加算 | 指定短期入所事業所等において，指定短期入所等を行った場合に，指定短期入所等の利用を開始した日から30日以内の期間について，1年につき30日を限度として，1日に30単位を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑩＞  算定日数については，１年間に通算して30日を限度として算定する。  Q&A　H30.3.30問55  複数の事業所で短期利用加算を算定している場合，その期間は通算されない。（それぞれの事業所ごとに，１人の利用者につき1年に30日を限度として算定可能）。  Q&A　H30.3.30問56  短期利用加算における「1年」は，最初に短期入所等を開始した日から起算して１年とする。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の2の注 | |
| ５７  常勤看護職員等配置加算 | 看護職員を常勤換算方法で１人以上配置しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において，指定短期入所等を行った場合に，当該指定短期入所等の利用定員に応じ，１日につき，所定単位数を加算していますか。ただし，定員超過減算に該当する場合は算定しない。  　　イ　利用定員が６人以下　　　　　　　１０単位  　　ロ　利用定員が７人以上１２人以下　　　８単位  　　ハ　利用定員が１３人以上１７人以下　　６単位  　　ニ　利用定員が１８人以上　　　　　　　４単位  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑪＞  常勤換算方法で1以上の看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。）を配置している場合に，利用定員に応じ，算定できるものであること。    Q&A　H30.3.30問57  福祉型強化短期入所サービス費を算定するために配置されている常勤の看護職員をもって，常勤看護職員等配置加算の算定要件を満たすものとできる。  Q&A　H30.5.23　問8  医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所は，常勤看護職員配置加算の算定はできない。  Q&A　H30.5.23　問10  空床型において，常勤看護職員等配置加算を算定する場合は，本体施設の利用定員に応じて，当該加算を算定する。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の2の2注 | |
| ５８  医療的ケア対応支援加算 | （１）福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、看護職員を必要とされる数以上配置した上で、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、サービスの提供を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算していますか。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５）  スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者    ＜留意事項通知　第二の2(7)⑫㈠＞  福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において，看護職員を必要とされる数以上配置した上で、スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対してサービスを提供する場合に算定可能とする。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の2の3の注1 | |
| （２）福祉型強化短期入所サービス費、福祉型強化特定短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、サービスの提供を行った場合に、１日につき、所定単位数を加算していますか。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の2の3の注2  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・５）  スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者 | |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | | | 根拠 |
| ５８  医療的ケア対応支援加算（続き） | ＜留意事項通知　第二の2(7)⑫㈡＞  福祉型強化短期入所サービス費又は共生型短期入所（福祉型強化）サービス費を算定している指定短期入所事業所等において，スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である利用者に対してサービスを提供する場合に算定可能とする。 | |  |  | |
| ５９  重度障害児・障害者対応支援加算 | 福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において，区分５若しくは区分６又は障害児支援区分３に該当する利用者の数が当該指定短期入所事業所等の利用者の数に１００分の５０を乗じて得た数以上である場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。    ＜留意事項通知　第二の2(7)⑬＞  福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等において，区分５若しくは区分６又は障害児支援区分３の利用者の数が，当該指定短期入所事業所等の利用者数に１００分の５０以上である場合に算定可能とする。    Q&A　H30.3.30問12  介護保険の指定短期入所生活介護事業所において，共生型短期入所を行う場合，重度障害児・障害者対応支援加算の算定要件である共生型短期入所事業所の利用者の数の１００分の５０とは，共生型短期入所（障害者）と指定短期入所生活介護（要介護者）の利用者の数の合計数に対しての割合である。その際，要介護者については障害支援区分５とみなすこと。  Q&A　H30.5.23　問9  当該指定短期入所事業所等の「利用者数」とは，その日の当該指定短期入所事業所等の利用者全員の数を指す。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の2の4の注 | |
| ６０  重度障害者支援加算 | （１）重度障害者支援加算（Ⅰ）  ①　指定短期入所事業所等において，重度障害者等包括支援サービス費の算定対象となる者の支援の度合に相当する心身の状態にある者に対して指定短期入所等を行った場合に，1日につき50単位を加算していますか。  ただし、医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は，算定しない。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の3の注1 | |
| ②　重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分６（障害児にあっては、これに相当する支援の度合）に該当し、かつ、報酬告示第８の１の注１の(2)に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、サービスの提供を行った場合に，更に1日につき所定単位数に100単位を加算していますか。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ホ）  指定短期入所事業所等の従業者のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を1以上配置し、支援計画シート等を作成すること。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第548号・12）  強度行動障害支援者養成研修（基礎研修）（居宅介護従業者基準別表第5に定める内容以上の研修をいう。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の3の注2 | |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６０  重度障害者支援加算  （続き） | ＜留意事項通知　第二の2(7)⑭㈠＞  報酬告示第7 の3 の重度障害者支援加算（Ⅰ）の注2 又は重度障害者支援加算（Ⅱ）の注5 については、強度行動障害を有する者に対して、強度行動障害支援者養成研修(基礎研修)修了者若しくは重度訪問介護従業者養成研修行動障害支援課程修了者(以下この⑭において「基礎研修修了者」という。)又は行動援護従業者養成研修修了者が、強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者(以下この⑭において「実践研修修了者」という。)が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに100 単位又は70 単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。  なお、ここでいう「区分６に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分３、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等（平成24 年厚生労働省告示第270 号）の第1 号の7 に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が20 点以上であると市町村が認めた障害児と、「区分４以上に該当し、かつ、第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者」については、障害児にあっては、障害児支援区分２以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が20 点以上であると市町村が認めた障害児とする。 |  |  |
| ③　②重度障害者支援加算（Ⅰ）が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑭㈡＞  報酬告示第7 の3 の重度障害者支援加算（Ⅰ）の注３及び重度障害者支援加算（Ⅱ）の注６については、中核的人材養成研修修了者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者が作成した支援計画に基づき支援を行った日は、さらに50 単位を算定可能とするが、指定基準上置くべき従業者に加え、別に職員の配置を求めるものではないことに留意すること。  なお、ここでいう「区分６に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が18 点以上である者」については、障害児にあっては、障害児支援区分３、かつ、こども家庭庁長官が定める児童等の第1号の7 に規定する強度行動障害判定基準表の点数の合計が30 点以上であると市町村が認めた障害児と、「区分４以上に該当し、かつ、行動関連項目合計点数が18 点以上である者」については、障害児にあっては、障害児支援区分２以上かつ強度行動障害判定基準表の点数の合計が30 点以上であると市町村が認めた障害児とする。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・5の2）  区分命令第１条第１項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、行動関連項目について、別表第二（平成１８年厚生労働省告示第556号・1の2）に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が十八点以上である障害者又はこれに準ずる者  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第548号・15）  中核的人材養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７へ）  別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者を1以上配置し、当該者又は当該者から適切な助言及び指導を受けた実践研修修了者（強度行動障害支援者養成研修（実践研修）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者をいう。）が、支援計画シート等を作成すること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の3の注3 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６０  重度障害者支援加算  （続き） | （２）重度障害者支援加算（Ⅱ）  ①　重度障害者支援加算（Ⅱ）については、指定短期入所事業所等において、区分４以上（障害児にあっては、これに相当する支援の度合。注５において同じ。）に該当し、かつ、報酬告示第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対して指定短期入所等を行った場合に、１日につき所定単位数を加算していますか。ただし、重度障害者支援加算(Ⅰ)を算定している場合は、加算しない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の3の注4 |
| ②　重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者が、区分４以上に該当し、かつ、報酬告示第８の１の注１の⑵に規定する利用者の支援の度合にある者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に70単位を加算していますか。    【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第548号・12）  （1）重度障害者支援加算（Ⅰ）②を参照  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑭㈠＞　（1）重度障害者支援加算（Ⅰ）②を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７ホ）　（1）重度障害者支援加算（Ⅰ）②を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の3の注5 |
| ③　②重度障害者支援加算(Ⅱ)が算定されている指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者に対し、指定短期入所等を行った場合に、更に１日につき所定単位数に50単位を加算していますか。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・７へ）　（1）重度障害者支援加算（Ⅰ）③を参照  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑭㈡＞  （1）重度障害者支援加算（Ⅰ）③を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・5の2）  　（1）重度障害者支援加算（Ⅰ）③を参照  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第548号・15）  　（1）重度障害者支援加算（Ⅰ）③を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の3の注6 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６１  利用者負担上限額管理加算 | 指定短期入所事業者又は共生型短期入所の事業を行う者が，利用者負担額合計額の管理を行った場合に，1月につき所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第二の2(1)⑱準用＞  ○　「利用者負担額合計額の管理を行った場合」とは，利用者が，利用者負担合計額の管理を行う指定障害福祉サービス事業所又は指定障害者支援施設等以外の障害福祉サービスを受けた際に，上限額管理を行う事業所等が当該利用者の負担額合計額の管理を行った場合をいう。なお，負担額が負担上限額を実際に超えているか否かは算定の条件としない。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の7注 |
| ６２  単独型加算 | （１）単独型事業所において指定短期入所を行った場合に，1日につき所定単位数を加算していますか。  ただし，この場合において，医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は，算定しない。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の4の注1 |
| （２）単独型事業所において，福祉型短期入所サービス費(Ⅱ)又は福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)，福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）又は福祉型強化短期入所サービス費（Ⅳ）の算定対象となる利用者に対して，入所した日及び退所した日以外の日において，18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に，当該利用者について，更に100単位を加算しているか。  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑮＞  報酬告示第7の4の単独型加算については，利用者が日中活動を利用する等により，福祉型短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ），福祉型強化短期入所サービス費（Ⅱ）又は（Ⅳ）を算定している日（入所日及び退所日を除く。）であって，短期入所事業所における支援が18時間（就寝の時間を含む。）を超える場合については，さらに100単位を算定可能とする。ただし，指定障害福祉サービス基準第115条第3項第1号に定める単独型事業所については，同一敷地内の日中活動系サービス（別法人の場合は除く。）を利用した日については算定しない。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の4の注2 |
| ６３  医療連携  体制加算 | 医療機関等との連携等により、利用者に対して看護等を行った場合に、１日につき所定単位数を算定していますか。 | |  |  |
|  | 医療連携体制加算（Ⅰ）  医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間未満の看護を行った場合に、当該看護を受けた利用者に対し、１回の訪問につき８人の利用用者を限度として加算していますか。（ただし、福祉型強化短期入所サービス費若しくは福祉型強化特定短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費，医療型特定短期入所サービス費若しくは共生型短期入所（福祉型強化）サービス費の算定対象となる利用者，又は指定生活介護等若しくは指定自立訓練(機能訓練)等を行う指定障害者支援施設等において，指定短期入所等を行う場合の利用者（以下「福祉型強化短期入所サービス等利用者」という。）については算定しない。） | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注1 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６３  医療連携  体制加算  （続き） |  | 医療連携体制加算（Ⅱ）  医療機関等との連携により，看護職員を事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して１時間以上２時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，1回の訪問につき８人の利用者を限度として加算していますか。（ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については算定しない。） | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注2 |
| 医療連携体制加算（Ⅲ）  医療機関等との連携により，看護職員を事業所等に訪問させ，当該看護職員が利用者に対して２時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として加算していますか。（ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者については，算定しない。） | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注3 |
| 医療連携体制加算（Ⅳ）  医療機関等との連携により，看護職員を事業所等に訪問させ，当該看護職員が別にこども家庭長官及び厚生労働大臣が定める者に対して４時間未満の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ加算していますか。（ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はイからハまでのいずれかを算定している利用者については，算定しない。）  【こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・5の9）  スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者又は医師意見書により医療が必要とされる者 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注4 |
| 医療連携体制加算（Ⅴ）  医療機関等との連携により，看護職員を事業所等に訪問させ，当該看護職員が別にこども家庭長官及び厚生労働大臣が定める者に対して４時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき８人の利用者を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ加算していますか。（ただし、福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハを算定している利用者については，算定しない。）  【こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・5の9）  医療連携体制加算（Ⅳ）を参照 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注5 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６３  医療連携  体制加算  （続き） |  | 医療連携体制加算（Ⅵ）  医療機関等との連携により，看護職員を事業所等に訪問させ，当該看護職員が別にこども家庭長官及び厚生労働大臣が定める者に対して８時間以上の看護を行った場合に，当該看護を受けた利用者に対し，１回の訪問につき３人の利用者を限度として，当該看護を受けた利用者の数に応じ加算していますか。ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者又はハ若しくはホを算定している利用者については，算定しない。  【こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・5の10）  スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態であり、スコア表のそれぞれの項目に係る基本スコア及び見守りスコアを合算し、16点以上である者 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注6 |
| 医療連携体制加算(Ⅶ)  医療機関等との連携により、看護職員を事業所等に訪問させ、当該看護職員が認定特定行為業務従事者に喀痰吸引等に係る指導を行った場合に、当該看護職員１人に対し加算していますか。ただし、福祉型強化短期入所サービス費若しくは福祉型強化特定短期入所サービス費、医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は、算定しない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注7 |
| 医療連携体制加算(Ⅷ)  喀痰吸引等が必要な者に対して，認定特定行為業務従事者が，喀痰吸引等を行った場合に加算していますか。ただし，福祉型強化短期入所サービス費，医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費の対象となる利用者又は医療連携体制加算（Ⅰ）から，（Ⅵ）のいずれかを算定している利用者については，算定しない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注8 |
|  | ＜留意事項通知　第二の２(7)⑯＞  ○ 医療連携体制加算(Ⅰ)から（Ⅷ）については、医療機関との連携により看護職員を訪問させ、当該看護職員が障害者に対して看護の提供又は認定特定行為業務従事者に対し喀痰吸引等に係る指導を行った場合に評価を行うもの。  ○　あらかじめ当該加算に係る業務について医療機関等と委託契約を締結し、障害者に対する看護の提供又は認定特定行為業務従業者に対する喀痰吸引等に係る指導に必要な費用を医療機関に支払うこと。なお、当該利用者の主治医から看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導等に関する指示を受けること。この場合の指示については、利用者ごとに受けるとともに、その内容を書面で残すこと。なお、当該利用者の主治医以外の医師が主治医と十分に利用者に関する情報共有を行い、必要な指示を行うことができる場合に限り、主治医以外の医師の指示であっても差し支えない。  ○　看護の提供においては、当該利用者の主治医の指示で受けた具体的な看護内容等を個別支援計画等に記載すること。また、当該利用者の主治医に対し、定期的に看護の提供状況等を報告すること。  ○　看護職員の派遣については同一法人内の他の施設に勤務する看護職員を活用する場合も可能であるが、他の事業所の配置基準を遵守した上で医師の指示を受けてサービスの提供を行うこと。  ○　看護の提供又は喀痰吸引等に係る指導上必要となる衛生材料、医薬品等の費用は事業所が負担する。  ○　医療連携体制加算（Ⅰ）から(Ⅴ)について、看護職員１人が看護することが可能な利用者数は、以下のとおり。  ア　医療連携体制加算(Ⅰ)から(Ⅲ)を算定する利用者全体で８人を限度。  イ　医療連携体制加算（Ⅳ）及び（Ⅴ）を算定する利用者全体で８人を限度。  ウ ア及びイの利用者数について、それぞれについて８人を限度に算定可能であること。  ○　医療連携体制加算(Ⅵ)について，看護職員１人が看護することが可能な利用者数は，医療連携体制加算（Ⅴ）又は（Ⅵ）を算定する利用者を合算して３人を限度とすること。なお，医療連携体制加算（Ⅰ）から（Ⅳ）に該当する利用者に対する看護は認められないこと。  ○　医療連携体制加算（Ⅳ）から（Ⅵ）における看護の提供時間は，看護職員の訪問時間を看護の提供時間として取り扱うものであり，また，この訪問時間は連続した時間である必要はなく，１日における訪問時間を合算したものであること。 |  |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | 根拠 |
| ６３  医療連携  体制加算  （続き） |  | 医療連携体制加算（Ⅸ）  　別にこども家庭長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において，サービスを行った場合に加算。ただし，福祉型強化短期入所サービス等利用者については，算定しない。    【こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】  　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・7ﾎ）  ○　事業所の職員として、又は病院若しくは診療所若しくは訪問看護ステーション等との連携により、看護師を１名以上確保していること。  ○　看護師により24時間連絡できる体制を確保していること。  ○　重度化した場合の対応に係る指針を定め、入居の際に、入居者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明し、同意を得ていること。  ＜留意事項通知　第二の２(7)⑯㈤＞  医療連携体制加算（Ⅸ）については、第二の３(8)㉙の医療連携体制加算(Ⅶ)の規定を準用する。ただし、看護師１人につき、算定可能な利用者数は20人を上限とする取扱いについては適用しない。  ＜留意事項通知　第二の３(8)㉙＞  ○　障害者が可能な限り継続して事業所で生活を継続できるように、日常的な健康管理を行ったり、医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している事業所を評価するもの。  ・ 准看護師ではこの加算は認められない。  ・ 同一法人の他施設の看護師を併任して配置することも可能。  ・ 利用者に対する日常的な健康管理や、医療機関（主治医）との連絡・調整等の業務に必要な勤務体制を確保すること。   * 算定要件である「重度化した場合おける対応に係る指針」に盛り込むべき項目：例えば①急性期における医師や医療機関との連携体制、②入院期間中における指定共同生活援助における家賃や食材料費の取扱いなど。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の5注9 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | | 点検 | | | 根拠 |
| ６４  栄養士配置加算 | 管理栄養士又は栄養士を配置し一定の条件に該当するものとして市長に届け出た事業所において、１日につき所定単位数を加算していますか。 | | |  |  | |
|  | 栄養士配置加算(Ⅰ)  次のいずれにも適合するもの  ①　常勤の管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること。  ②　利用者の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。  ※ただし，医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は，算定しない。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の6注１ | |
| 栄養士配置加算(Ⅱ)  次のいずれにも適合するもの  ①　管理栄養士又は栄養士を1名以上配置していること  ②　利用者の日常生活状況，嗜好等を把握し，安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。  ※ただし，栄養士配置加算（Ⅰ）又は医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している場合は，算定しない。  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑰＞  ○　栄養士配置加算(Ⅰ)の算定に当たっては，常勤の管理栄養士又は栄養士が，指定短期入所事業所に配置されていること（労働者派遣事業により派遣された派遣労働者を含む。）が必要であること。  ○　なお，調理業務の委託先にのみ管理栄養士等が配置されている場合は，この加算を算定できないこと。ただし，併設事業所又は空床利用型事業所にあっては，本体施設である障害者支援施設等において，栄養士配置減算が算定されていない場合には栄養士配置加算(Ⅰ)，常勤栄養士未配置減算が算定されている場合には，栄養士配置加算(Ⅱ)を算定することが可能。 | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の6注2 | |
| ６５  食事提供体制加算 | 低所得者等に対して，指定短期入所事業所等に従事する調理員による食事の提供であること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定短期入所事業所等の責任において食事提供のための体制を整えているものとして市長に届け出た当該指定短期入所事業所等において，次の(1)から(3)までのいずれにも適合する食事の提供を行った場合に，令和9年3月31日までの間，1日につき所定単位数を加算していますか。  ⑴ 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。  ⑵ 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。  ⑶ 利用者ごとの体重又はＢＭＩをおおむね６月に１回記録していること。  ＜留意事項通知　第二の2(7)⑲＞  ○　報酬告示第7の8の食事提供加算については、2の(6)の⑭の規定を準用する。  なお，１日に複数回食事の提供をした場合（複数の隣接事業所等において食事の提供をした場合を含む。）の取扱いについては，当該加算がその食事を提供する体制に係るものであることから，複数回分の算定はできない。ただし，食材料費については，複数食分を利用者から徴収して差し支えないものである。  ＜留意事項通知　第二の2(6)⑭＞  ○　原則として当該施設内の調理室を使用して調理し，提供されたものについて算定するものであるが，食事の提供に関する業務を当該施設の最終的責任の下で第三者に委託することは差し支えない。  なお，施設外で調理されたものを提供する場合(クックチル，クックフリーズ若しくは真空調理(真空パック)により調理を行う過程において急速に冷却若しくは冷凍したものを再度加熱して提供するもの又はクックサーブにより提供するものに限る。），運搬手段等について衛生上適切な措置がなされているものについては，施設外で調理し搬入する方法も認められるものである。  この場合，例えば出前の方法や市販の弁当を購入して，利用者に提供するような方法は加算の対象とはならないものである。  なお，利用者が施設入所支援を利用している日については，補足給付が日単位で支給されることから，この加算は算定できないものであることに留意すること。 | | | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の8注 | |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６６  緊急短期入所受入加算 | （１）緊急短期入所受入加算（Ⅰ）  　　福祉型短期入所サービス費又は共生型短期入所サービス費を算定している場合であって，指定短期入所事業所等が，別に厚生労働大臣が定める者に対し，居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により，指定短期入所等を緊急に行った場合に，当該指定短期入所等を緊急に行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は，１４日）を限度として，１日につき，所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第ニの2(7)⑳（一）＞  ア　本加算は，緊急利用者を受け入れたときに，当該緊急利用者のみ加算する。  イ　「緊急利用者」とは，介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない，かつ，利用を開始した日の前々日，前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお，新規の利用者に限られるものではなく，既に当該事業所で緊急短期入所受入加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。  ウ　緊急利用した者に関する利用の理由，期間，緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。  エ　既に緊急利用者を受け入れているために緊急の利用を希望している者を受け入れることが困難な場合は，利用希望者に対し，別の事業所を紹介するなど適切な対応を行うこと。  オ　本加算の算定対象期間は原則として７日以内とする。ただし，利用者の介護を行う家庭等の疾病が当初の想定を超えて長期間に及んだことにより在宅への復帰が困難となったこと等やむを得ない事情により，７日以内に適切な方策が立てられない場合には，その状況を記録した上で１４日を限度に引き続き加算を算定することができる。その場合であっても，利用者負担軽減に配慮する観点から，機械的に加算算定を継続するのではなく，随時，適切なアセスメントによる代替手段の確保等について，十分に検討すること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の9注1 |
| （２）緊急短期入所受入加算（Ⅱ）  　　医療型短期入所サービス費若しくは医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，別に厚生労働大臣が定める者に対し，居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により，指定短期入所を緊急に行った場合に，当該指定短期入所を緊急に行った日から起算して７日（利用者の日常生活上の世話を行う家族の疾病等やむを得ない事情がある場合は，１４日）を限度として，１日につき所定単位数を加算していますか。    ＜留意事項通知　第ニの2(7)⑳(ニ)＞  ア　本加算は，介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により短期入所が必要となった場合であって，かつ，利用を開始した日の前々日，前日，又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合に算定できる。  イ　緊急に受入れを行った事業所については，当該利用者が速やかに居宅における生活に復帰できるよう，指定一般相談支援事業所，指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所と密接な連携を行い，相談すること。  ウ　緊急利用した者に関する利用の理由，期間，緊急受入れ後の対応などの事項を記録しておくこと。  エ　緊急受入に対応するため，指定一般相談支援事業所，指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所や近隣の他事業所との情報共有に努め，緊急的な利用ニーズの調整を行うための窓口を明確化すること。また，空床の有効活用を図る観点から，当該事業所のホームページ又は基幹相談支援センターへの情報提供等により，空床情報を公表するよう努めること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の9注2  【厚生労働大臣が定める者】  平18厚告556六  　指定短期入所事業所又は指定障害福祉サービス基準第９３条の２第２号に規定する共生型生活介護の事業を行う事業所において，緊急に指定短期入所を受ける必要がある者 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６７  定員超過特例加算 | 指定短期入所事業所等において，別に厚生労働大臣が定める者に対し，居宅においてその介護を行う者の急病等の理由により，「項目55　減算が行われる場合」の（1）定員超過減算において規定する利用者の基準を超えて，指定短期入所等を緊急に行った場合に，１０日を限度として，１日につき所定単位数を加算していますか。  ＜留意事項通知　第ニの2(7) ㉑＞  定員超過特例加算については，次のとおり取り扱うこととする。  　（一）　緊急利用者を受け入れ，かつ，運営規程に定める利用定員を上回る利用者に指定短期入所等を行った場合に，利用者全員につき算定可能とする。  　（二）　「緊急利用者」とは，介護を行う者が疾病にかかっていることその他やむを得ない理由により居宅で介護を受けることができない，かつ，利用を開始した日の前々日，前日又は当日に当該事業所に対し利用の連絡があった場合の利用者をいう。なお，新規の利用者に限られるものではなく，既に当該事業所で定員超過特例加算の算定実績のある利用者も算定対象となるものである。  　（三）　定員超過特例加算は，１０日を限度として算定する。  　（四）　定員超過特例加算を算定している場合にあっては，定員超過減算及び大規模減算は適用しない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の10注 |
| ６８  特別重度支援加算 | （１）特別重度支援加算（Ⅰ）  医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，別に厚生労働大臣が定める者に対して，指定短期入所を行った場合に，１日につき610単位を算定していますか。  【厚生労働大臣が定める者】平18厚告556号7  　　運動機能が座位までであって，別表の各項目に規定する状態が6箇月以上継続する場合に，別表のそれぞれのスコアを合算し，10点以上であるもの。  　＜別表＞　判定スコア（スコア）  　（1）レスピレーター管理＝10　　　　　　(2) 気管内挿管，気管切開＝8　　　　 (3) 鼻咽頭エアウェイ＝5  　 (4) O２吸入又はSpO2 90％以下の状態が10％以上＝5　　(5)1回／時間以上の頻回の吸引＝8，6回／日以上の頻回の吸引＝3　(6) ネブライザー6回／日以上又は継続使用＝3　　（7）IVH＝10　　　　（8）経口摂取（全介助）＝3  　（9）経管（経鼻・胃ろう含む）＝5　（10）腸ろう・腸管栄養＝8（11）持続注入ポンプ使用（腸ろう・腸管栄養時）＝3  　（12）手術・服薬でも改善しない過緊張で，発汗による更衣と姿勢修正を３回／日以上＝3　（13）継続する透析（腹膜灌流を含む）＝10　　（14）定期導尿3回／日以上＝5　　　（15）人工肛門＝5　　　（16）体位交換6回／日以上＝3  ＜留意事項通知　第ニの2(7) ㉒(一)＞  特別重度支援加算（Ⅰ）及び（Ⅱ）については，以下のとおり取扱うこととする。  ア　規定の状態が６箇月以上継続する場合であることを原則とするが，新生児集中治療室を退室した児であって当該治療室での状態が引き続き継続する児については，当該状態が１箇月以上継続する場合とする。ただし，新生児集中治療室を退室した後の症状増悪，又は新たな疾患の発生についてはその後の状態が６箇月以上継続する場合とすること。  イ　判定スコアの(1)については，毎日行う機械的気道加圧を要するｶﾌﾏｼﾝ・NIPPV・CPAP などは，レスピレーター管理に含むものとすること。  ウ　判定スコアの（8）及び（9）については，経口摂取，経管，腸ろう・腸管栄養のいずれかを選択すること。  エ　判定スコアの(14)については，人工膀胱を含むこと。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の11注1 |
| （２）特別重度支援加算（Ⅱ）  医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，別に厚生労働大臣が定める者に対して，指定短期入所を行った場合に，１日につき297単位を算定しているか。ただし，特別重度支援加算(Ⅰ)を算定している場合には，算定しない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の11注2 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６８  特別重度支援加算  （続き） | （３）特別重度支援加算（Ⅲ）  医療型短期入所サービス費又は医療型特定短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所が，別に厚生労働大臣が定める者に対して，指定短期入所を行った場合に，１日につき120単位を算定していますか。ただし，特別重度支援加算(Ⅰ)又は（Ⅱ）を算定している場合には，算定しない。  【厚生労働大臣が定める者】平18厚告556八  　　次のいずれかについて，当該状態が一定の期間や頻度で継続していること。  　（1）常時頻回の喀痰吸引を実施している状態  　 (2) 呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態  　 (3) 中心静脈注射を実施している状態  　 (4) 人工腎臓を実施しており，かつ，重篤な合併症を有する状態  　（5）重篤な心機能障害，呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態  　 (6) 膀胱又は直腸の機能障害が身体障害程度等級表4級以上に該当し、  かつ，ストーマの処置を実施している状態  　（7）経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態  　（8）褥瘡に対する治療を実施している状態  　（9）気管切開が行われている状態    ＜留意事項通知　第ニの2(7)㉒(ニ)＞  特別重度支援加算（Ⅲ）については，上記厚生労働大臣の定める者の状態にある利用者に対して，計画的な医学的管理を行い，指定短期入所を行った場合に，所定単位数を加算する。当該加算を算定する場合にあっては，当該医学的管理の内容等を診療録に記載しておくこと。また，当該加算を算定できる利用者は，次のいずれかについて，当該状態が一定の期間や頻度で継続している者であること。  ア　「常時頻回の喀痰吸引を実施している状態」とは当該月において１日当たり８回（夜間を含め約３時間に１回程度）以上実施している日が20日を超える場合をいうものであること。  イ　「呼吸障害等により人工呼吸器を使用している状態」については，当該月において１週間以上人工呼吸又は間歇的陽圧呼吸を行っていること。  ウ　「中心静脈注射を実施している状態」については，中心静脈注射により薬剤の投与をされている利用者又は中心静脈栄養以外に栄養維持が困難な利用者であること。  エ　「人工腎臓を実施しており，かつ，重篤な合併症を有する状態」については，人工腎臓を各週２日以上実施しているものであり，かつ，下記に掲げるいずれかの合併症をもつものであること。  a 　透析中に頻回の検査，処置を必要とするインスリン注射を行っている糖尿病  b 常時低血圧（収縮期血圧が90mmHg以下）  c 透析アミロイド症で手根管症候群や運動機能障害を呈するもの  d 出血性消化器病変を有するもの  e 骨折を伴う２次性副甲状腺機能亢進症のもの  f うっ血性心不全（NYHA Ⅲ度以上）のもの  オ　「重篤な心機能障害，呼吸障害等により常時モニター測定を実施している状態」については，持続性心室性頻拍や心室細動等の重症不整脈発作を繰り返す状態，収縮期血圧90mmHg 以下が持続する状態，又は酸素吸入を行っても動脈血酸素飽和度が90 ％以下の状態で，常時，心電図，血圧，動脈血酸素飽和度のいずれかを含むモニタリングを行っていること。  カ　「膀胱又は直腸の機能障害が身体障害者程度等級表４級以上に該当し，かつ，ストーマの処置を実施している状態」については，当該利用者に対して，皮膚の炎症等に対するケアを行った場合に算定できるものであること。  キ　「経鼻胃管や胃ろう等の経管栄養が行われている状態」については，経口摂取が困難で経管栄養以外に栄養維持が困難な利用者に対して，経管栄養を行った場合に算定できるものであること。  ク　「褥瘡に対する治療を実施している状態」については，以下の分類で第三度以上に該当し，かつ，当該褥瘡に対して必要な処置を行った場合に限る。  第一度：皮膚の発赤が持続している部分があり，圧迫を取り除いても消失しない（皮膚の損傷はない）  第二度：皮膚層の部分的喪失（びらん，水疱，浅いくぼみとして表れるもの）  第三度：皮膚層がなくなり潰瘍が皮下組織にまで及ぶ。深いくぼみとして表れ，隣接組織まで及んでいることもあれば，及んでいないこともある。  第四度：皮膚層と皮下組織が失われ，筋肉や骨が露出している  ケ　「気管切開が行われている状態」については，気管切開が行われている利用者について，気管切開の医学的管理を行った場合に算定できるものであること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の11注3 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ６９  送迎加算 | （１）別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして市長に届け出た指定短期入所事業所等において，利用者に対して，その居宅等と指定短期入所事業所等との間の送迎を行った場合に，片道につき所定単位数を加算していますか。  〈留意事項通知　第ニの2(7) ㉓(一)〉  送迎を外部事業者へ委託する場合も対象として差し支えないが，利用者へ直接公共交通機関の利用に係る費用を給付する場合等は対象とならないこと。  【厚生労働大臣が定める送迎】平24厚告268　２のイ  指定短期入所事業所又は共生型短期入所の事業を行う事業所（「指定短期入所事業所等」という。）が当該指定短期入所事業所等において行われる指定短期入所又は共生型短期入所の利用につき，利用者の送迎を行った場合であること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の12注１  告示別表  第7の12注2 |
| （２）別に厚生労働大臣が定める送迎を実施している場合は，上記所定単位数の１００分の７０に相当する単位数を算定していますか。    〈留意事項通知　第ニの2(7) ㉓(二)〉  同一敷地内の他の事業所等との間の送迎を行った場合は，所定単位数の１００分の７０を算定する。  【厚生労働大臣が定める送迎】平24厚告268　1のハ  指定短期入所事業所等において行われる指定短期入所等の利用につき，指定短期入所事業所等の所在する建物と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物との間で，指定短期入所事業所等の利用者の送迎を行った場合であること。 | いる  いない  該当なし |
| ７０  日中活動支援加算 | 次の⑴から⑶までの基準のいずれも満たすものとして市長に届け出た事業所において，日中活動実施計画が作成されている利用者に対して，サービスを行った場合に，１日につき所定単位数を加算していますか。ただし，この場合において，医療型短期入所サービス費又は１のハの⑴，⑵若しくは⑶の医療型特定短期入所サービス費を算定していない場合は，加算しない。  ⑴ 保育士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士その他の職種の者（⑵において「保育士等」という。）が共同して，利用者ごとの日中活動実施計画を作成していること。  ⑵ 利用者ごとの日中活動実施計画に従い保育士等が指定短期入所を行っているとともに，利用者の状態を定期的に記録していること。  ⑶ 利用者ごとの日中活動実施計画の実施状況を定期的に評価し，必要に応じて当該計画を見直していること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の13注 |
|  | ＜留意事項通知　第ニの2(7)㉔＞  (一) 医療型短期入所サービス費（Ⅰ），（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）又は医療型特定短期入所サービス費（Ⅰ），（Ⅱ）若しくは（Ⅲ）を算定する場合であって，指定特定相談支援事業所又は指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員と連携し，当該相談支援専門員が作成したサービス等利用計画又は障害児支援利用計画において，医療型短期入所事業所における日中活動の提供が必要とされた利用者について，（二）により作成される日中活動実施計画に基づき指定短期入所行う場合に算定可能とする。  (二) 日中活動実施計画は，以下の手順で作成すること。  ア 保育士，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士その他職種の者（以下この㉔において「保育士等」という。）が共同し，適切な方法により利用者について，その有する能力，その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握を行い，適切な支援内容の検討をすること。保育士等が共同して検討するに当たっては，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害を有する者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  イ 保育士等は，検討結果に基づき，利用者及びその家族の生活に対する意向，総合的な支援の方針，生活全般の質を向上させるための課題，指定短期入所の日中活動における活動目標及び留意事項等を記載した日中活動実施計画原案を作成すること。  ウ 保育士等は，利用者に対する指定短期入所に当たる担当者等からなる会議を開催し，日中活動支援計画原案の内容について意見を求め，日中活動支援計画を作成すること。なお，作成した日中活動支援計画については，利用者又はその家族に説明し，その同意を得ること。会議は，テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし，障害を有する者が参加する場合には，その障害の特性に応じた適切な配慮を行うこと。なお，個人情報保護委員会「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」等を遵守すること。  エ 保育士等は，日中活動支援計画の作成後，当該計画の実施状況について記録した上で把握を行うとともに，定期的に評価し，必要に応じて当該計画の変更を行うこと。 |  |  |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７１  医療型短期入所受入前支援加算 | （１） 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)  医療型短期入所受入前支援加算(Ⅰ)については、医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算していますか。ただし、福祉型短期入所サービス費を算定している場合には、算定しない。  【こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・7ﾁ）  当該事業所の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、当該利用者の自宅等を訪問し、医療的ケアの手技等を確認していること。  ＜留意事項通知　第ニの2(7)㉕前段＞  医療型短期入所受入前支援加算（Ⅰ）については、当該指定短期入所事業所等の医師又は医師の指示を受けた看護職員が、居宅等を訪問し、医療的ケア児（者）の支援を行うにあたり必要な医療的ケアの実施方法の確認、当該医療的ケア児（者）の状態、生活環境及びその他医療型短期入所サービスを利用するにあたり必要な情報の把握（以下「利用前支援」という。）を行い、その内容を踏まえ、利用中の看護や医療的ケアの方法等を、当該医療的ケア児（者）とその家族等及び指定短期入所事業所等の職員と共有した場合に算定する。  また、訪問の際には、実際に支援を行う予定の生活支援員も同行することが望ましい。  なお、同一短期入所事業所においては１度限りの算定とするが、当該事業所を１年以上利用していない場合にはその限りではない。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の13の2注1 |
| （２） 医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)  医療型短期入所受入前支援加算(Ⅱ)については、医療型短期入所サービス費を算定している指定短期入所事業所等であって、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものにおいて、指定短期入所等を行った場合に、当該指定短期入所等を開始した日について、所定単位数を加算していますか。ただし、福祉型短期入所サービス費を算定している場合には、算定しない。  【こども家庭長官及び厚生労働大臣が定める施設基準】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・7ﾘ）  当該事業所の職員が、利用者について指定短期入所等を開始する日の前日までに、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用することにより、医療的ケアの手技等を確認していること。  ＜留意事項通知　第ニの2(7)㉕後段＞  医療型短期入所受入前支援加算（Ⅱ）については、利用前支援を情報通信機器を用いて行う場合においては、当該医療的ケア児（者）の個人情報を情報通信機器等の画面上で取り扱う場合には、当該医療的ケア児（者）又はその家族に同意を得ること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の13の2注2 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７２  集中的支援加算 | （１） 集中的支援加算(Ⅰ)  集中的支援加算(Ⅰ)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、広域的支援人材を指定短期入所事業所等に訪問させ、又はテレビ電話装置等を活用して、当該広域的支援人材が中心となって集中的に支援を行ったときに、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１月に４回を限度として所定単位数を加算していますか。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第556号・1の2）  障害支給区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令（平成26年厚生労働省令第5号。以下「区分命令」という。）第1条第1項に規定する障害支援区分認定調査の結果に基づき、同令別表第一における認定調査項目中「コミュニケーション」、「説明の理解」、「大声・奇声を出す」、「異食行動」、「多動・行動停止」、「不安定な行動」、「自らを傷つける行為」、「他人を傷つける行為」、「不適切な行為」、「突発的な行動」及び「過食・反すう等」並びにてんかん発作（以下「行動関連項目」という。）について、別表第２に掲げる行動関連項目の欄の区分に応じ、その行動関連項目が見られる頻度等をそれぞれ同表の０点の欄から２点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が10点以上である障害者又はこれに準ずる者  ＜留意事項通知　第ニの2(7)㉖㈠＞  集中的支援加算(Ⅰ)については、強度の行動障害を有する者の状態が悪化した場合に、高度な専門性を有する広域的支援人材を指定短期入所事業所に訪問させ、又はオンラインを活用して、当該者に対して集中的な支援（以下「集中的支援」という。）を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  なお、広域的支援人材の認定及び加算取得の手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。  ア　本加算の算定は、加算の対象となる利用者に支援を行う時間帯に、広域的支援人材から訪問又はオンライン等を活用して助言援助等を受けた日に行われること。  イ 集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  (ｱ) 広域的支援人材が、加算の対象となる利用者及び指定短期入所事業所のアセスメントを行うこと。  (ｲ) 広域的支援人材と指定短期入所事業所の従業者が共同して、当該者の状態及び状況の改善に向けた環境調整その他の必要な支援を短期間で集中的に実施するための計画（以下㉖において「集中的支援実施計画」という。）を作成すること。  なお、集中的支援実施計画については、概ね１月に１回以上の頻度で見直しを行うこと  (ｳ) 指定短期入所事業所の従業者が、広域的支援人材の助言援助を受けながら、集中的支援実施計画、個別支援計画等に基づき支援を実施すること  (ｴ) 指定短期入所事業所が、広域的支援人材の訪問（オンライン等の活用を含む。）を受け、当該者への支援が行われる日及び随時に、当該広域的支援人材から、当該者の状況や支援内容の確認及び助言援助を受けること  (ｵ) 当該者へ計画相談支援を行う指定計画相談支援事業所と緊密に連携すること  ウ 当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  エ 集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。  オ 指定短期入所事業所は、広域的支援人材に対し、本加算を踏まえた適切な額の費用を支払うこと。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の13の3注1 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７２  集中的支援加算  （続き） | （２） 集中的支援加算(Ⅱ)  集中的支援加算(Ⅱ)については、別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者の状態が悪化した場合において、強度行動障害を有する者への集中的な支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所等が、集中的な支援が必要な利用者を他の指定障害福祉サービスを行う事業所又は指定障害者支援施設等から受け入れ、当該利用者に対して集中的な支援を実施した場合に、当該支援を開始した日の属する月から起算して３月以内の期間に限り１日につき所定単位数を加算していますか。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める者】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第551号・1の2）  （1）集中的支援加算(Ⅰ)を参照  ＜留意事項通知　第ニの2(7)㉖㈡＞  集中的支援加算(Ⅱ)については、一定の体制を備えているものとして都道府県知事が認めた指定短期入所事業所において、集中的支援が必要な利用者を他の事業所等から受け入れ、当該者に対して集中的支援を行った場合に算定するものであり、以下の通り取り扱うこととする。  なお、本加算については、当該者が集中的支援を受けた後は、元の事業所等に戻ることを基本としているため、集中的支援の後に当該者が生活・利用する事業所等が確保されている必要がある。  また、本加算を算定可能な指定短期入所事業所の要件や手続等については、「状態の悪化した強度行動障害を有する児者への集中的支援の実施に係る事務手続等について」を参照すること。  ア　他の事業所等から、集中的支援が必要な利用者を受け入れること。受入に当たっては、広域的支援人材等から当該者の状況や特性等の情報を把握するとともに、当該情報及びアセスメントを踏まえて個別支援計画の作成等を行うこと。  イ　指定短期入所事業所における実践研修修了者が中心となって、当該者への集中的支援を行うこと。集中的支援は、以下に掲げる取組を行うこと。  (ｱ) 広域的支援人材の支援を受けながら、留意事項通知第ニの2（7）㉖の㈠のイに規定する取組及び重度障害者支援加算の算定要件に適合する支援を行うこと。この場合において、集中的支援加算（Ⅰ）の算定が可能であること。  (ｲ) 集中的支援実施計画において、当該者が集中的支援の後に生活・利用する予定の事業所等への支援の方針（当該者の状況等の共有、環境調整等の助言援助及び集中的支援終了時の引継ぎ等）を記載し、これに基づき当該事業所等への支援を広域的支援人材と連携して実施すること。  ウ　当該者の状況及び支援内容について記録を行うこと。  エ　集中的支援を実施すること及びその内容について、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること。 | いる  いない  該当なし | 告示別表  第7の13の3注2 |

◆　介護給付費の算定及び取扱い

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 自主点検のポイント | 点検 | 根拠 |
| ７３  福祉・介護職員等処遇  改善加算  共通  　　　　　□    □  　　　　　□ | 別にこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準に適合する福祉・介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして市長に届け出た事業所が、利用者に対し、サービスを行った場合には、当該基準に掲げる区分に従い、所定単位数を加算していますか。  【こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準】　≪参照≫（平成18年厚生労働省告示第543号・20）  イ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）  次の掲げる基準のいずれにも適合すること   1. 福祉・介護職員その他の職員の賃金について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に関する計画を策定し、適切な措置を講じていること   （一）当該指定居宅介護事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当に充てるものであること  （二）当該指定居宅介護事業所等において、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理指導担当職員（公認心理師を含む。）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であって、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるもののうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと  (2) 福祉・介護職員等処遇改善計画を作成し、全ての職員に周知し、市長に届け出ていること  (3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること  (4) 事業年度ごとに当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に関する実績を市長に報告すること  (5) 前12月間において労働関係法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていないこと  (6) 労働保険料の納付が適正に行われていること  (7) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること  (一) 職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件を定めていること  (二) (一)の要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること  (三) 職員の資質の向上に関する計画を策定し、計画に係る研修を実施していること  (四) (三)について、全ての福祉・介護職員に周知していること  (五) 職員の経験や資格等に応じて昇給する仕組み又は定期昇給の仕組みを設けていること  (六) (五)の要件について書面をもって作成し、全ての職員に周知していること  (8) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該指定居宅介護事業所等の職員の処遇改善に要する費用の見込額を全ての職員に周知していること  （9）（8）の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること  ロ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）  イの(1)の㈠及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること  ハ　福祉・介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）  　　イの(1)の㈠、(2)から(6)まで、(7)の㈠から㈣まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること | ☐いる  ☐いない  ☐該当なし | 告示別表  第7の14注1 |
| ＜留意事項通知　第二の2(1)⑳＞  ○　福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の取扱いについては、別途通知(「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」(令和６年３月26日付け障障発0326第４号、こ支障第86号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、こども家庭庁支援局障害児支援課長通知))を参照すること。 |  |  |